

第八十四回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 八 号

昭和五十三年四月二十八日(金曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 増岡博之君

理事 石井 一君

理事 佐藤 守良君

理事 坂本 恭一君

理事 石田幸四郎君

理事 井上 裕君

北川 石松君

関谷 勝嗣君

玉生 孝久君

藤本 孝雄君

堀内 光雄君

小川 国彦君

久保 三郎君

齊藤 正男君

宮井 泰良君

米沢 隆君

中馬 弘毅君

出席國務大臣

運輸 大臣 福永 健司君

出席政府委員

運輸政務次官 三塚 博君

運輸省航空局長 高橋 寿夫君

委員外の出席者

議員 足立 篤郎君

衆議院法制局長 大井 民雄君

衆議院法制局第一部長 上田 章君

警察庁警備局参事官 近藤 恭二君

運輸省航空局参事官 上田 浩君

運輸委員會調査室長 榎本 善臣君

委員の異動

四月二十五日

辞任

中馬 弘毅君

同日

辞任

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

同日

山口 敏夫君

第一類第十号 運輸委員會議録第八号 昭和五十三年四月二十八日

(第三五七七号)

同(鳥居一雄君紹介)(第三五七八号)

同(田畑政一郎君紹介)(第三六二二一号)

同(田口一男君紹介)(第三七一八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案

案(足立篤郎君外十一名提出、衆法第二二一号)

○増岡委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました足立篤郎君外十一名提出

の新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案

を議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取いた

します。足立篤郎君。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案

案

[本号末尾に掲載]

○足立議員 ただいま議題となりました新東京国際

空港の安全確保に関する緊急措置法案につきま

して、自由民主党、公明党・国民会議、民社党及

び新自由クラブを代表し、提案理由を御説明申し

上げます。

去る三月二十六日、新東京国際空港の開港阻止

を叫ぶ過激派暴力集団が同空港内に乱入し、その

一部が管制室に侵入して、管制機器類が破壊され

たことにより、同空港の開港は一時延期のやむな

きに至りました。

衆参両院におきましては、全党一致の決議を

もって、再びかかる不祥事を引き起こさざるよう

暴力排除に断固たる処置をとるとともに、地元住

民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべ

きこと及び新空港の平穏と安全を確保し、わが国

内外の信用回復のため万全の諸施策を強力に推進

すべきことを、政府に対し強く要請したのであり

ます。

政府においては、新東京国際空港の安全確保に

ついて責任を持って対処することを明らかにし、

開港期日を来る五月二十日とすることを決定する

とともに、同空港の安全強化等の諸対策を決定し、

その推進に努めているところであります。

しかしながら、同空港及びその周辺に過激派集

団の活動の拠点となっている団結小屋等の工作物

が存在している現状においては、同空港及び航空

機の航行の安全を確保するためには、きわめて重

大な不安があり、現行法の適用を検討した結果、

いずれの法律もこのような事態は予想しておら

ず、その解決は不可能との結論に達したのであり

ます。

したがって、当分の間の緊急措置として、新東

京国際空港もしくはその機能に関連する施設の設

置もしくは管理を阻害し、または新東京国際空港

もしくはその周辺における航空機の航行を妨害す

る暴力主義的破壊活動防止するため、新たに法

律を制定する必要があると考え、この法律案を提

案した次第であります。

次に、本案の内容について御説明を申し上げます。

第一に、この法律は、新東京国際空港及びその

周辺において暴力主義的破壊活動が行われている

最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、暴力主義

的破壊活動の用に供される工作物の使用の禁止等

の措置を定め、もって新東京国際空港及びその機

能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を

図るとともに、航空の安全に資することを目的としておこなう。

第二に、暴力主義的破壊活動等、暴力主義的破壊活動者及び規制区域についての定義を規定し、規制区域は、空港内及びその外側三千メートルの範囲の区域並びに航空保安施設または空港機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域としておこなう。

第三に、規制区域内に所在する工作物が暴力主義的破壊活動者の集合場所として、爆発物、火炎びん等の製造または保管の場所として、または航空機の航行を妨害するために用いられまたは用いられるおそれがあるときには、運輸大臣は、その工作物の所有者、管理者または占有者に対して、期限を付して、当該工作物をこれらの用に供することを禁止することを命ずることができることとしたておこなう。

さらに、この禁止命令に違反してこれらの用に供されているときは、当該工作物について封鎖その他その用に供させないために必要な措置を講ずることができるが、また、諸般の状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にかかわるおそれ著しいと認められ、かつ、他の手段によつては禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、本法の目的を達成するために特に必要があるとき認められるときに限り、当該工作物を除去することができるとしたておこなう。

第四に、これらの命令または措置に関し、立ち入り、質問、土地の使用等、現場にある者の退去、物件を除去した場合の保管等に関する規定を定めおこなう。

第五に、国は、封鎖、除去、土地の使用等の措置を講じたことにより、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償することとしたておこなう。

第六に、運輸大臣は、規制区域内において暴力主義的破壊活動者の所持し、または使用する工作物が、暴力主義的破壊活動者の集合、爆発物、火炎び

ん等の製造または保管の場所または航空機の航行に対する妨害の用に供され、または供されるおそれがある場合において、諸般の状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にかかわるおそれ著しいと認められ、かつ、本法の目的を達成するため特に必要があるとき認められるときに限り、当該物件を一時保管することができるとしたておこなう。

第七に、この法律に基づく運輸大臣の措置の一部は、これを新東京国際空港公団に行わせることができることとし、また、関係行政機関は、この法律の実施について、運輸大臣に協力しなければならないこととしたておこなう。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○増岡委員長 これより質疑に入ります。久保三郎君。

○久保(三)委員 この法律案の法律的な質問は、後ほど専門家もおられますからそれに譲りまして、私は、こういうものを出すに至った背景、そういうものを中心にして伺いたいと思うのであります。

まず第一に、この法律案でも法の執行の主体は運輸大臣であります。成田の空港については運輸大臣の専管とも言うべきものであります。運輸大臣にこれまでの経緯、これからの措置について改めて伺いたいと思うのであります。

お尋ねする前提としてわれわれの考えの基礎を申し上げておかないといけないと思うのであります。三月二十六日の成田空港の管制塔を中心とする破壊活動に対して、これは法秩序を乱すばかりではなくて非民主的なやり方でありまして、これらについて断固たる取り締まりをすることは、理の当然であります。しかしながら、もう一つは、

この反権力的な闘いの根源は何から出てきたのかということでありまして。その根源について冷静に判断し、適切な対策をとらねばならぬ、いかなる手段を弄しようとも問題の解決にはならない、であらうとわれわれは思っているものであります。

そこで、むしろいまわれわれがとるべき措置は何であるかということ、これを考えてもらいたいし、また早急に勇気を持って決断する必要があると考えているのであります。

私は、たしか二月のこの委員会、運輸大臣に対する運輸行政全体についての総括質問の中で成田空港についてわれわれの考え方を申し上げておりました。その要点は、言うまでもありませんが、問題の解決は何と言つても地元反対農民を中心とする関係者との話し合いをこの際誠意を持ってやるべきではないか、まず第一に政府はそういう態度を鮮明にしないといふ要求をしたのであります。ところが、今日に至るまでそういう意味の政府の態度の表明はありませんで来ております。そこに私は問題があると思うのであります。

まず第一に、三月二十六日の事件が起こる前に、わが党は政府に対し、運輸大臣を通じて申し入れをしておきました。幸か不幸かその申し入れの内容が容赦なく中絶した。このままではいけません、残念ながら不測の事態を招くであろうというやうな意味の申し入れをしておりましたが、二十六日にそのとおりになった。そこで、二十六日に起きた後、政府は直ちに二十九日に声明を出した。それで、この声明書の中にそういう意味のことが書いてあるかという点、過激派集団によるところの暴力行為に対する単なる態度の表明で説明は終わっているのではありません。これは国民に対しても問題の本質をはぐらかすものではないかと思うのであります。

その次に、四月四日に政府が「新東京国際空港の開港と安全確保対策要綱」なるものを関係閣僚会議を経て決めましたが、この全体について見まして言えることは、五月二十日に開港します、空港の安全を強化する、極左暴力集団の対策をや

る、それからもう一つは地元の支持と世論の喚起、これが第四であります。

問題は、この第四であります。地元の支持というものは、関係農民を中心とした支持が必要であることはいまさら言うまでもないのであります。しかも、話がなかなか困難であることは当然だと思つておられます。しかしながら、最後まで誠意を示してやるという熱意がなく、ただ単に権力をかさに着てと言つては語弊があるが、権力で押しまくるといふことは、目には目、歯には歯をもつて報いるということでありまして、問題の解決にはならないと思つておられます。

しかも、この対策要綱の中の「地元の支持と世論の喚起」の中でお聞きしたいのは、これまで何をやりになりましたかということ。私が知つてゐる範囲でやつたことは、この中の一つの文句の「開港促進に関する世論喚起に努める」ということとで先般新聞広告を出しておりますが、この新聞広告は、政府広報、運輸省、警察庁の連名でありまして、半ページ大であります。この中に書いてあるのは、別に理解を深めるとかいうことでなく、不法行為、暴力行為から安全を守るということだけに尽きてゐるのであります。最も大事な関係農民との話し合いの促進については一つもない。

それからもう一つは、政府の態度が全然変わつていないということ、反省がないということ。われわれが三月二十四日に申し入れをした内容の一つには、これまで十三年間やってきた中で、政府、公団がやってきた仕事すべて完全であり、非の打ちどころがないということにはならない。むしろ後手後手に回つたり、踏むべき順序を踏まなかつたりということでありまして、特に四十二年ですか、七月の空港設定の時期には、ここに浜田議員もいらつしやるけれども、浜田議員は当時千葉県議會議員でありましたが、要件について県議會議員で質問をしておられまして、その要件を満たすことが条件であるということ強調しておられました。そして当時の知事は、この条件を満た

現在の責任者といたしましての私は、いまお話しのように、そういう気持ちでいろいろ対策はありますけれども、久保さんの強調されるようなこ

す。
すでに発表した要綱等に尽きるのかという御質問がございましたが、われわれあまたした要綱等につきましては、これはもうもとより政府の關係において申し上げているところではございますが、こういうことに尽きるということではなくして、その要綱等が一つのあらわれでございます。しかし、これからの折衝等もあり、微妙な点については必ずしも明確な表現をいたしておりませんが、これを要するに、誠意を尽くしていろいろ心の交

いろいろむずかしい条件があるようであります。しかし、これがいい悪いなんという論評を加える立場に私はありません。なぜならこれは政府と彼らとの話し合いの条件であります。政府には政府の条件があるはずだと思ふ。そういう条件がのめないからおれは知らぬぞということでは話し合いの態度ではないと私は思うのです。

重ねて伺いますが、担当の大臣としてあるいは閣僚として政府全体を代表して、いま福永運輸大臣、あなたは私の質問に答えられますか。答えら

い中に、言ふなれば表面には余り目につかないが、そのもとに流るる水はそれなりの動きをしている、かういうように私は思つておるわけでございます。それがまだ余り、それでいいとお認めいただけるようなところまでいってないということ、これははなはだ遺憾に思うところでございますが、過去十二年間におけるいろいろのことは、これは一々申し上げることもございませんが、いま御指摘をいただいたような意味における過去の累積につきましては、政府としても大いに反省

し、その反省の上に立つて今後に対処すべきものであるというところは考慮しておる次第でございます。

率直に申しまして、いろいろ話し合いを進めるべきであるという考え方は、皆さんから御注意等も伺っておりますし、私の強い熱願でございます。そのことによつて何とか先ほどから御指摘があるような点についての打開を図っていきたい、そういうことが私のみならず、現在の内閣の方針であるというところには間違いございません。

○久保(三)委員 福永大臣もなかなか言いにくそうに、奥歯に物がはさまったようなお話なので、これはお立場上そういうこともあるのかというふうに思うのでありますが、お立場である限りやはり明確に、奥歯に物がはさまっているならばさまたた物を取つてお話しすることが、今日運輸大臣に課せられた大きな政治的な責任じゃないかというふうに私は思っているのです。

そういう意味でよく申し上げているのでありますが、やることはやっていると云う話ですが、そういうことを私は聞いていないのであります。そういうことは当然これまでもやっています。やるべきだし、やっていると云う話です。政治姿勢を政府として明確にしない。話し合いするならば話し合いするということで明確にしてやるべきではないか、この際は。しかも、これは国民がみんな大きな関心を持っている事件でありますから、国民の世論の支持というか、そういうものを得ようとするならば、やはりそういう政治姿勢を明確にして、話し合いを開始したいという、そういう声明を私はすべきだと思つてゐるのです。

ただ断固取り締まるの、排除するのということ、はつきり言えはわかり切つた話なんです。問題はそんなことじゃないのです。だから、その点をひとつ明確にしなければ問題の解決には私はならぬではないかと思つてゐる。

それからもう一つ、これは足立議員に提案者としてお聞きしたいのでありますが、問題の解決という原因は、すでに御承知のとおりであります。

いま提案の御説明がありました法律案は、その派生的な、言うならば問題の処理の一つの方法として提案をされていると思うのでありますが、反対同盟というか、関係者の声明を見ますれば、この種の立法を出すことが、いま奥歯に物がはさまったような言い方ではあります。運輸大臣が申しとおるような話し合いで一応いこう、話し合いをしようという、解決できるかどうか、これはこれからでありますからわかりませんが、しかしながら、話し合いでいきましようということではなくて、むしろこれに障害を与えるのじゃないかというふうなわれわれは思つておるのです。しかし、これはこれ、あれはあれということの分離ができない事件でありますから、その辺のことについての御認識はいかようにお持ちですか。

○福永国務大臣 まず最初に、話し合いはするの、話し合いはぜひ進めたい、そういうふうに考へております。進めたいというのみでなく、国民各位が納得されるような結論に到達することを私は心から願つておる次第でございます。

○足立議員 いま運輸大臣がお答えになりましたとおり、政府としては政府の責任において話し合ひは精力的にもっと熱意を持ってやつてもらいたいと思つておるのです。

しかし、あえてきょうお話ししましたこの提案についてですが、暴力主義的な破壊活動によつて日本の民主主義、そして平和と治安が乱されている。しかも、成田空港は国際空港でございます。この安全を守るということは、言うならば至上命令だといふふうに考へております。したがつて、暴力主義者によつてこの成田空港の安全が脅かされておるという面については、現行法でできる限りの処置をとるということは政府は決断をし、種々対策を進めておりますが、いま御提案申し上げておるこの点に關しては、遺憾ながら現行法ではどうにもならない、また、この提案にあるような措置をとらない限り、本當に成田空港の安全を

確保することはできない、こういう信念を持ってお話ししているわけでございます。久保委員の御意見の話し合いとこの暴力主義者の集団の行動、これは切り離すことはできないという御見解もありませんが、しかし、少なくとも暴力主義に屈してはならない、こういう考え方で私どもは提案をしておりますので、私どもの気持ちも御理解をいただきたいと思つてゐます。

○久保(三)委員 いまの足立議員のお話の中の、暴力主義に屈してはならぬ、私もそう思つてゐる。これは私どもの信念でもあります。だから、先般の国会の衆議院の決議にも賛成をし、案の作成にもわが党としてタッチしているわけですから、その点は誤解のないようにしていただきたい。

ただ私は、問題の解決にはいろいろな方法はあるけれども、この問題では順序がありはしないかという感じもします。現行法でできるかどうかという問題については、後ほど専門家が質問しますから、それは私があえて質問しない方がいいと思つたのであります。いづれにしても、根源を絶つということには、その人たちが、彼らが暴力行為をやめようということにならなければ完全ではないと思つてゐるのです。

それが証拠にこういうことが書いてあるのです。これは反対同盟の声明文でありまして、外国に送つたものでその一つであります。いわゆる国際定期操縦士連盟ですか、そこへ送つた戸村一作氏の書簡ですが、その中でこういうふうなことを言っているのです。これを真に受けるかどうかは別です。ただ言っている事実は、一番最後の方で「我々は長引いた闘いをするににより、空港をいつも不安な危険な状態にしており、最後には全く廃止せしめよう。」「こういうことを言っているのです。」

だから、こういう法律が必要だと思へるかもしれませんが、よしんば五月二十日まで、こういう法律によつてそれぞれの団結小屋と言われるようなものを撤去すれば、あとは現行法律で全部安全が確保できることになるのかどうかと言つて、

彼がある新聞社のインタビューに應じて言うのは、あらゆる方法をとつてやろう、はつきり言うところのことです。そうなりますと、これはとめようがないのです。いかなるときにもいかなる方法でどういふ形で問題を起すかということには予測ができないのです。だからこの際は、新たな立法よりは話し合いというか、解決への糸口に一步でも半歩でも近づく工夫をすることが先決ではないかと手前どもは思つてゐるわけです。

そこで、運輸大臣にお聞きするのですが、四月六日本院で決議をしました。その決議の文章は、簡単にありますからお読みになったでしょうし、また議員の一人として決議に参画されたらうと思つたのですが、「暴力排除に断固たる処置をとるとともに、この「断固たる処置をとる」というのは四日の要綱の中にもあります。こういう現行法をもつてやるというのと、いま提案になつたようなものもつくりゃないかというのがある。それから「地元住民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべきである。」「それから最後には「新空港の平穩と安全を確保し、我が国内外の信用回復のため万全の諸施設を強力に推進すべきである。」「こういうことで、本院の決議は政府に対して施策の展開を要求しているわけですが、この決議があつてから何を展開されましたか。いかがでしょう。

○福永国務大臣 御説のごとく、暴力排除について断固たる処置をとるとともに、地元農民等の理解を得ることに大いに努力をしなければならぬことは当然でございます。それに向かつて特に私といたしましては、後段の地元の人々の理解を得ることに努力をしまつておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、戸村一作氏の名において、いつも不安な状態に置いて、ついには廃港に追い込むのだというふうなことを言われておりますだけに、率直に言ひまして、少なくとも言つてはいる御本人とは話はなかなか容易でないということでございます。だからと言って、努力

はもちろん大いにしなければならぬわけでございますが、そこらに非常に苦悩があるわけでございます。

いまの世界の航空事情、そして特にわが国の中での東京の国際空港、これは羽田といひ成田といひ、それが持つ意義は実に大きなものであり、そういうものがどうなればならぬかということ等については、もちろん国民各位それぞれにお考えがあるところではございますが、戸村氏の名において言われているようなことであります、日本としても大変なことでございます。

私は、そういうことであるだけに、御理解を得て御納得がいくように、ということには、今後ともあらゆる努力をいたしますが、なかなか容易でないということについては、遺憾ながら私は頭を痛くしておる次第でございます。だが、幾ら頭が痛かろうと、今後とも大いに努力をしてみたい、そういうふうに考えます。

○久保(三)委員 率直にお聞きしますが、福永運輸大臣は政治家としての経歴も古いし、手前どもは尊敬し、時を得れば、というよりはもう近く総理の代理をするそうですが、代理でなく本物の総理大臣にもなる資格を十分に備えられておる政治家であります。総理大臣になることの悪い悪いは別に、一口に言うなら大物政治家というふうにはわれわれは尊敬した考え方を持っているわけですが、口幅の広い言い方で大失礼なんではないですか、政治家として勇気ある決断というのはいつかはしなければならぬと思う。結果がどう出ようが、自分の信ずるところに向かつて決断をするというところ、特に、いまお話があったように、成田の空港は国際的な問題であります。そうなりますと、この間開港ができなくて、今度五月二十日に開港するということですが、五月二十日に万が一開港できなかった、あるいは何とか五月二十日には開港に持っていけた、しかし、その直後なりその後において、成田空港は欠陥空港として、単なるアクセスとか騒音とか空域とかそういう問題だけじゃなくて、最も直接的に不安

のある空港であるというふうな状況が続くならば、残念ながら国際的な信用はゼロに等しいと思つてゐるのです。

そういう意味で、私は、誠心誠意を持って、この際勇気を持って決断すべきときは決断したらどうか、それをもつてしてもなおだめであるというなら、それは次のことを考えざるを得ません。やることは考えているのだがどうもできませんとか、やっちゃっているのだが表に出せませんか、そういうような時期ではないかと私は思うのです。

私は、総理自身がここに出てこられることを強く要求しているのです。国際的な問題だし、福田総理の指示によつて五月二十日と、今度も決められているんです。これができなかったときには福田総理は挂冠せざるを得ないのじゃないか。内閣に列する福永運輸大臣も連帯責任をおとりになることは当然だと思つて、できなかつたら、あるいは不祥事件が起きたら、やはりそういうことになると思つてゐるのです。一警察庁長官の責任問題ではないと私は思う。そういう事態になつてゐるのでありますから、もっと性根を据えて決断する、そういう必要があるというふうには私は思つてゐるわけでありまして。しかし、なかなかそこまではないやうであります。私は、別に不測の事態が起きることを期待も何もしてゐるわけじゃない。起きないやうに祈つております。しかし、いまのままで残念ながらそういう事態を予想せざるを得ない状況だと思つてゐるのです。

これはちよつと話がそれますが、五月二十日に絶対開港できると本当に確信して事を進めていらっしゃるのですか。
○福永運輸大臣 お話のように、政治に携わる者は特に勇気ある決断を必要とすると私は強く考へております。
いま関連のことにつきまして、率直に申しまして明確に決断したなというふうにお認めいただけるような措置がとられていないという点については、私も残念に存する次第でございますが、そういう意味においても、決断をしたなと思つてゐた

だけるやうにすべく、いろいろ事を進めておるわけでございます。久保さんおっしゃるやうな意味の形に於いてのものは不十分であるというやうにござらんになるかも知れませんが、それなるがゆゑに、いろいろ心配をして御忠告等もいただいております。ことに對しましては、衷心感謝するものであります。

正直、私は腹の中には強く決意していることがございます。だがしかし、そういうことができるだけ早く形の上でも、いまお話しのようななるほど決断をしたなというやうに言つていただけるときが早く来ることを望んでおるわけでございますが、問題の処理それ自身が非常に大切でございます。決意だけ先に走つてしまつても、これはなかなか問題の解決がむずかしい場合もございまして、その辺に悩みもあるわけでございます。

総理大臣は、明後日出発いたしましたので、久保さんもよく御存じのやうな使命でアメリカに参ります。が、そういう時期でありますだけに、留守番をする者がそれなりの決意で臨まなければならぬことは当然でございます。いろいろいま一生懸命にやういふことに持ちつておるやうなので、総理が来まして、申し上げることは同じやうなことだと実は思つてございまして、ひとつ私が申し上げておること十分おしかりをいただきつつ御理解をいただきたい、切にそう存する次第でございます。

○久保(三)委員 強いて総理大臣を呼ばなければ、運輸大臣では物が足りないということではないのでありますから、誤解のないやうにひとつお願いしたいと思つてゐます。
ただ、政府の最高責任者として問題の処理の方針をきちんと決める立場にあるし、責任を負わねばならぬ直接的な最高責任者でありますから、一言同つておきたいというふうには私は思つてゐるわけなんです。しかも、この大事な時期にアメリカへおいでになる、来月の七日でないとお帰りにならぬやうなことになるやうなので、その間、福永運輸大臣は総理大臣代理をされるやうで

ありますから、その間にでも、もちろん福田さんが言いにくいことをあなたが言うチャンスはそのときはございますが、それまで待つてゐないのかどうかわかりませんが、いまのままで残念ながら問題の解決への前進には私はちよつともならないというふうには考へてゐるわけではあります。

そこで、その問題はわきにおきまして、次の問題を聞きましょう。
警察庁にお聞きいたしますが、三月二十六日の管制塔襲撃事件、これは世間では俗な言葉で言うやうに、警備のミスであるやうに指摘してゐるわけですが、私は、ミスであるかどうかというのはいくわかりませんが、お聞きするのであります。が、ミスという意味がもしそのとおりなら、一つは予測ができたか、あるいは予測できて、もう一つは予測ができたか、あるいは予測できて、そういうものに対抗する手段がなかったのか、いづれであるのか、それをお聞きしたい。

繰り返し申し上げます、三月二十六日の事件は警備のミスだ、手落ちであるというふうには言われているが、手落ちであるかどうかは別に、事件が起きたのでありますから、ああいうことは予測できなかったのか、予測できても防止できなかったのか、どうなんでしょうか。

○近藤説明員 三月二十六日の事件は、まことに残念な事件でございますが、予測できなかったというところではないのでございまして、十分に検討した中で、問題の起こりかたを箇所等についての配慮、配置が、いまから考えますと十分ではなかつたという点について、非常に反省をし、今後の教訓にしているところでございまして、そして予測を、その周辺について十分にいたしておりました場合には、三月二十六日のやうな事態そのものの発生については防止ができたのではないかと、この面についても、その辺の反省をいたしております。

○久保(三)委員 そうしますと、予測はできたが配備に事欠いたということですか、どうなんですか。

○近藤説明員 ちよつと言葉が不十分でございますが

した。問題の起こりました場所についての予測につきましても、不十分な点があったというふうに思っております。

○久保(三)委員 足立議員お聞きのとおり、三月二十六日の事件は、予測の点においても配備の点においても欠陥があったというふうにいまお話がありました。だから、現行法でやろうとすれば、私は一つはできることだと思っております。

それからもう一つは、これも警察庁に先に聞きますが、いま提案されているこの法律案が成立すれば万全を期せられるのかどうか、いかがですか。

○近藤説明員　警察庁と申しますか警察の立場といたしましては、いま審議されております法律案ができるかと否にかかわりませず、現行の法律で最善を尽くして使命を果たしたいと思っておりますけれども、御審議の法律案が成立いたしました有効に機能するようになりますと、空港周辺に限っての条件というものが、治安と申しますよりは空港全体の安全にとりまして非常に有利に働きますので、大変これは有効な、また警察にとりましても願わしい条件を現出する法律であるというふうに思っております。

○久保(三)委員　そうおっしゃっても、五月二十日開港だそうですが、開港前あるいは開港後において不測の事態が起きるということとは、いまの状態では私どもはいやだけれども予測しております。だから、警察当局、警備当局として、この法律案が通れば、いまの御答弁のとおり、言うならば警備にはパーフェクトの条件である、そうなるとその延長線上で不測の事態は起きません、起こさせませんということに結論はなろうかと思いますが、それは保証できますか。

○近藤副明員 一般論で大変恐縮でございますが、警察はどういう場合にも与えられた条件のもとで最善を尽くしまして、責任を果たすというのが使命でございますので、この法律の成立いかんにかかわらず、目的が達せられますように努力いたしますけれども、先ほど申しましたように、この法律ができますれば、それがパーフェクトとい

うのではなくて、警備にとりまして、また空港の安全・開港にとりましての非常によい条件ができるということ、私ども警備の立場からも願わしく思っております。(まだ不安があるということだな)と呼ぶ者あり)

○久保(三)委員 いまの不規則発言にあったとおり、一抹の不安はあるわけだね。一抹の不安というより、完全ではありません、私どもは完全になるように努力しますという努力目標、それはりっぱな目標でありまして、ぜひそういうことで完璧を期して警備の任に当たっていただきたいのです。

警備当局としてそうは言うものの、完全にお任せくださいというようなことにはならないのではないかと思いますか。

○近藤説明員 警備当局といたしましては、この法律以外の面におきましても、空港周辺の施設の防護の問題等で関係当局と十分に協議を申し上

げ、自主防護を進めていただいております。したがいまして、この前の三月三十日開港を目指しての時期と比べますと、教段に責任を持てる体制に

なっておるといふふうに思っております。したがって、完璧を期するのが私どもの使命であり、全責任を持っておりますけれども、そのためにでき

るだけのことは関係御当局とともに私どもも全面参加、責任参加をいたしまして、安全開港のために努力をいたしたいというふうに思っております。

○久保(三)委員 参事官、もう一つお聞きしたいのですが、そういう事件が完全に起きないためにはどういう措置がありますか。完全に起きないとい

○近藤説明員 事件が起きないことを完全に想定
いうことをあなたがここで言明できるようにはど
ういう条件が必要でありますか。

するということは非常にむずかしいことでございますけれども、たとえば三月二十六日のような事件を起こすなということでございますならば、完

○久保(三)委員 事件を阻止するというのは、自
全にその事件を阻止するという自信がございま
す。決意を持っております。

信を持っておられるというのは、そうすると大丈夫なんですか。——大丈夫ですか。

○近藤説明員 三月二十六日のような事件は完全に阻止ができます。しかし、これからの問題といまして、いろいろな状況というのが

想定できると思います。その場合に何を守れば完全と言えるかどうかということは非常に微妙な点があろうと思います。私どもは、空港が一応安全

に開港できて、そして機能が有効に働き、供用が続けられるという状態になれば、使命は一応果たせたと言えるのではないかと思うのです。

たとえ周辺で火災びんが一つ投げられたから、これが完全でないではないかということを言われても、これはちよつと私どもカバーできない

面があらうと思います。一番大事な守るべき点は
一〇〇%守って、周辺の条件につきましては、で
きるだけの努力をして、あとう限りの責任を持つ

○久保(三)委員　ゲリラ的な活動を完全に封じ込めるということは、あなたの御答弁でも非常にむ

ずかしい。というのは、付近で火災びん一本投げられたから完全じゃないじゃないかと言われれば完全じゃありません。その一本が物を言うときに

あるのです。だから、問題の解決は、一つは反対同盟に結集する者が解散していくこと、襲撃というか、そういうものをやめるということが基本的

なことだと思うのです。

運輸大臣、それから足立議員もお聞きのとおりであります。私が言っているのはそういうことな

そこで、これは運輸大臣にお聞きしますが、この法律案は運輸大臣が運用するわけなのであります。

すが、運用する場合にどういふふうな形で運用するのですか。ほとんど空港公団にお任せするようになりはしないかと思うのでありますが、いまま

でも運輸省並びに公団というのは、そういう問題を起すことはできるが、防ぐことはなかなかむずかしいのではないかと私は思っている。言葉は

は治安立法と間違わないようにということが先走って運輸大臣を出してきたのじゃないか。本来は警察なり何なりが、司法当局の手によっておそれがあるという認定をしたり、あるいは執行したりということが筋だろうと私は思うのです。

これは後で専門家が提案者である足立議員にお聞きすることだと思うのですが、運輸大臣としてそういうことを果たして完全にやれる自信があり

○福永国務大臣 運輸大臣というだけではなかなかむずかしい問題であろうと私は思います。この

立法は国会で御審議をいただいてお決めになるという事でございますが、私は、国会でお決めになりましたことに對しましては、忠実にこれを

守つてその使命を果たすことでなければならぬ、
 こういふように考えます。

元来私は、成田新空港につぎましの担当大臣

という辞令も別に受け取っておるわけでございますが、今度のこの条文を拝見いたしますと、運輸大臣が責任を持ってやるようにお決めになる形に

なっております。そういうことが決まりましたら、決まったことによって私は忠実にこの職務を行わなければならない、こういうように感ずるわけで

責任を持ってやれるかというお話でございますが、ぜひ責任を持って一生懸命にその職務の遂行をいたします。

をいたしたい、そのように考えております。

○久保(三)委員　努力したいということは、気持ちとしてはよくわかるのですが、努力してもなか

なかでできない問題がありはしないかというふうに思うのです。しかしその問題は、さつき申し上げたように、専門家が法律案については後から一々

お聞きしますから、私は次の問題に行きましょう。

それは国際定期航空操縦士協会から運輸大臣あてに手紙が来ているのです。四月十六日の書面で

ありますが、これによりますと、フランクフルトで、第三十三回の年次航空会社のパイロット会の国際連盟というか、そういう会議があつて、新東

た、これについて重大な関心を持っている、そこで、この会議は緊急に日本政府から次の保証を求める、こう言っているのです。「即ち、成田を通過する乗客、乗組員ならびに航行に対して保護を与えるため、厳しい安心かつ安全措置がとられるという保証である。」いわゆる安全の保証をしてくれ。それからもう一つは、日本の航空当局と会って直接討議をしたい、この会議は四月十七日十三時からこの問題を討議する、その前にこの返事をくれということですね。これについてはどういう対応をされているのかどうか。

それからもう一つは、これらの要求は、成田がいわゆる欠陥空港であるという問題ではなくて、空域の複雑さとかあるいは航路の複雑さとかそういう問題ではなくて、いま申し上げたように、反対同盟によるところの不安定、不安定な状態について保証をもらいたい、そういうことは絶対ないということなのかどうかという意味なんですね。それについて会談したいということなんです。その会談する前に私が先にお聞きしたいのですが、保証を与えることができますか。

○福永国務大臣 I F A L P A の会長がこの種の電報をよこしました。その中で冒頭に述べておりますことは、新空港に反対する三里塚・芝山反対同盟の警告文、これが関心事になっておる。ということは、この反対同盟の警告文をそちらの方へ届けるなり何なり、そういう人たちが知るようなことになるような措置がとられて、こういうことではという心配で私のところへ電報等が参っておりますのでございます。

率直に申しまして、こういうものが、警告文等がなければ、この種の機関の皆さんもこういう心配はされないものでありましようけれども、こういうことが向こうへ行っておりますので、一体大丈夫かという意味での私どもの方への電報等もございました。私どもといたしましては、そういう警告文等が行っているかもしれないが、このことについては、かくかくのごとくこれに対処しておりますので、警告文にあるようなそのままでの心配を

おかけするようなことはないという意味の電報を責任者が打っておるわけでございます。

先ほどからお話もいたしますように、絶対大丈夫か、こう言われますと、なかなかその答えがむずかしいわけでございますけれども、いろいろの物的条件その他、それからまた、先ほどから警察当局等でも述べておりますように、これに当たります者の決意等から申しまして、すなわち、それは精神的な条件でございますが、そういうようなことを挙げてわれわれは大丈夫であるということを中心から念願し、そういう気持ちでこの種のものに対処しておるわけでございます。

私に会いたいというようにございまして、まあ、もちろん会いますし、また専門家と若干打ち合わせをしたいということ等も向こうから言ってきたおるよう聞いておりますので、これらの措置はもとよりとるつもりでございますが、その際には、いま申し上げましたような決意でありますことを前提としてお目にかかる、こういうことになるのかと思ひます。

いづれにいたしましても、久保さんいろいろ御主張になりますように、反対同盟からあちこちへこういう文書が行くというように全然なれば、これはもう関係者も安心していただくというところでございます。そういう限りにおいて、先ほどからお話のように、そういう人々との話し合いというものがうまくいくということがぜひ必要であるという趣旨のことにつきましては、私も重々考えておるところでございます。

○久保(三)委員 大臣、いまあなたが述べたのは、私が申し上げたこととは違ふのです。それはハマーショルドの I A T A から来た書類が何か知りませんが、私が読んでゐるのは、西ドイツのフランクフルト発で四月十六日の電報があるわけですね。翻訳文を読みますと、これには「西独フランクフルトで現在開催中の第三十三回年次 I F A L P A 会議は新東京国際空港に対する三里塚・芝山農民反対同盟による事実となった脅迫行為および管制塔への驚くべき襲撃により予定

された開港を遅らせたという事実について重大な関心を寄せている。」それでこの会議は、先ほど申し上げたような保証を取りつきたい、こういうことなんです。

脅迫というのか、反対同盟の、ここはこういう欠陥があるとか何とかという警告文も行っているはずですね。そしてこの電報は、航空局長というか運輸大臣にお会いしたい、保証をもらいたいというの、事実三月二十六日の事件について保証をもらいたい、こう言っているのです。これは自信があるというわけではないのだからと思ひます、五月二十日開港と言っているんですから。しかし、万が一そういう保証をつけられないというときには、もちろんパイロットは飛んでくるわけにはまいりませんから拒否するだろうと思ひます。これは単に日本航空のパイロットばかりじゃないのであります。そういうことをこれは言っているのです。

これは十七日に向こうが討議するというわけですね。だから、これにお会いになるのですか、ならないのですか。

○福永国務大臣 先ほどハマーショルドのお話もございましたが、ハマーショルド氏には、私、この前参りましたときも会いましたし、それからハマーショルドはハマーショルドで別途私のところへ会いたいというような話もございまして、先ほど私が答えましたのは、いま久保さんが言われた組織の会長であります機長のデリー・F・ピアースという人の名において私あてに来ておるものでございます。いまお読みになりましたことと若干違ひますが、これは事によると別のものかもしれませんし、同じものを、訳した人間が違うので、警告文というところの言葉が多或少違ひ表現になっているのじゃないかという気もいたします。

いづれにいたしましても、そういう心配が起くるような事態であるということを私、大変心配しておりますわけでございますが、これらにつきましては、われわれはわれわれの返信等もいたして

おります。やや詳細に局長の方から答えさせることにいたします。

○高橋(寿)政府委員 ただいまの四月十七日に到着いたしました I F A L P A から大臣あての手紙に對しましては、翌日、十八日に航空局長の名前をもって答えております。

その中身は、政府は、五月二十日の開港に備えて政府声明を出し、また安全対策の総合的な要綱を定めて実施中である、また国会におきましても、衆参両院で決議を行われて、日本政府は挙げて安全対策に取り組んでいるところである、したがって、今度の開港は大丈夫であると言っております。

〔委員長退席、佐藤(守)委員長代理着席〕しかしながら、もしあなた方が日本へ来て議論したいとおっしゃるなら、喜んでお迎えするということをお返事いたしております。恐らく連休後ぐらいには来ると思ひます。そのときには当方の専門家とひざを交えまして十分議論し、安全に心配がないということをお説明してあげたいと思っております。

○久保(三)委員 安全であるということは言わざるを得ないし、また言うことが筋だと思ひます。だけれども、言葉の問題じゃなくて実態として、航空局長なり政府当局が心配ありませんよ、飛んで来てくださいますよと言っているような事態のままで推移していくならば、残念ながら私は危ないなという感じもするのです。

だから、もう少し政府の誠意というものがわかるように反対農民というかそういうものに直接示す、国民にも示して、そういうことを土台にして話し合いに入ることが必要だと冒頭から申し上げているわけでありまして、これを抜きにして、暴徒はけしからぬというだけでやったのではどうにもならぬ。私もけしからぬと思ひますよ。こんなのがけしからぬなんということはありませんよ。ありませんけれども、これは追つても追つても恐らくまた来るでしょう。たとえば団結小屋をつぶします。だけれども、道路に立っているかもしれない。いっとういふ場所に来るかわからぬ。警備当

局はいろいろな想定をされているとは思いますが、彼らは自由に考えて自由な場所自由に自由なときに来るかもしれない。そういうものを三百六十五日間そういう体制で固められるのかどうかということも問題があります。

〔佐藤(守)委員長代理退席、委員長着席〕
しかし私は、その問題をいま議論しようとしていてるのではなく、そういうことをなくするための努力をもう少し本筋として進めなければならぬだろうと思つてゐるわけです。

航空局長、どうなんです。これは翻訳を違う人がしてゐますから違ふことだと思つてゐるんですが、反対同盟による事実となつた脅迫、あなた方が言う脅迫的な警告文が行つてゐるんですよ。ここはこういふ点で危ないからだめですよというものが恐らく行つてゐるんです。四月十六日の議長の手紙は、それが事実となつたじゃないかと言つてゐるんです。これで国際会議は重大な関心を持った、つては次の保証を求めたい、こういうことなんですね。恐らく来ると思つてゐますよ。なぜかと言つて反対同盟の方は、たしか五月五日の夜だったかどうかには外国の関係者に来てくださといひかけてゐる。六日に現地を見てくださ、説明も聞いてくださといひ言つてゐるようですから、これは来るだろうと思つてゐるんです。私は、来ることにについて別に問題はないと思つてゐるんです。

ただ問題は、そういう形式的なことだけで済むのか。保証はとつております、国会でも決議しました、政府も万全の策をとつてゐます、言葉の上ではなるほどそうかもしれないが、実際はどうなのかと言つと、これははかり知れない要素をたくさん含んでゐるということなんです。

そういうことを念頭に置かないでじぜん日を過ごすようでは困る。国会の決議というのは抽象的かもしれない。その点を申し上げてゐるのです。断固たる措置をとり、それから関係の住民とも話を進めなさい。公式に話し合いが進められないではどうにもならぬでしょう。三週間あるかないかでしょう。そういうことを考えると、どうも

手ぬるいのじゃないかと思つておる。

それからもう一つは、ハマーショルドは一つの提案をしてきてゐますが、この提案についてはどういふふうな考えがあるのですか。

○高橋(寿)政府委員 IATA、国際民間航空協会のハマーショルド事務局長から四月二日に大臣あてに電報が参りまして、いろいろ抽象的な懸念が書いてございまして、「このような状況において、私は、国際線を三年ほど羽田に据え置き、その間に国内線を漸次成田空港に移すことを提案したいと思つてゐます。」という具体的な提案をしてゐるわけでございます。

これに對しましては、すでに返事をいたしましたので、せつかくの御提案であるけれども、三年間云々といふことについては、私ももととして受け入れがたい、そしてハマーショルド氏の心配はやはり成田の安全といふことでしよう、それにつきましてはといふことで、IFALPAに對して答へましたようなことをする挙げまして返電を打ちました。

なお、聞くところによりますと、IATAといひましたけれども、安全の専門家を来日させたいと言つております。これに對しましては、喜んでお受けするといふことで返事をいたしました。またハマーショルド氏自身も、IATAの幹部数名と来日したいといふことを言つてきております。これに對しましては、喜んでお迎えする、そして私どもの立場なりといふ施策について十分具体的に御説明をして御心配を解消したい、こういう返事を打ちました。

○久保(三)委員 反対同盟からの警告文といふか、そういうものを土台にしての回答は航空局長にもできると思ふのです。しかし、最も不安な要素の反対同盟の行動に對して、いまのままで完全には保証してあげますといふことは言い切れないのじゃないかと思ふのです。それではこの法案で押さえられるかどうかといふと完全ではない。問題は、何とかして彼らに納得してもらふ。

それには、くだいようであります、政府の政

治姿勢も少し改める——少しというより大きく改める必要がある。政府のやつてきたことに何が間違ひがあるのだという傲慢な態度にしか表向きは出てゐないんですね。声明文を読んでも、これからの対策要綱を見ても、一片の反省もないわけですね。これは別に反対とか賛成の立場を乗り越えて、いま世論ではそれを言つてゐるわけでしょう。これにもこたえてゐない。これは私としては残念なことだ。少なくともこういふものにこたへることが先決じゃないかと思ふのです。あんなるほど政府もわかつたかといふことなんです。

この間、中村事務次官が反対同盟の若干の人とお会いになつたのであります。私が聞いた範囲では、初めてこういふ席でお話ができたりといふことがございまして、帰つたそうですね。そういう對等に扱わなかつたといふところに彼らのふんまんがある。民主主義といふのは、お互いに権利があるのだ。あたりまえの話を言つてゐるのです。が、今日までの成田空港については、そのあたりまえのことが通用してゐない。政府側の権力だけがずっと出てきてゐる。関係者、農民の権利といふものは無視されてきたといふことに大きな憤りの根柢があるわけですね。ふんまんといふか、それがいま怨念に変わつてゐるのです。

これをどうやって解きほぐすかといふのが政治的要諦だろと思ふのです。それをしないで小手先だけと言つたら大変失礼であります。ただ枝葉末節と言つても失礼かもしれませんが、技術的なことや何かだけで政治家が対処しようと思つたら間違ひだと思ふのです。空港に反対とか賛成とかの立場じゃない、国家の威信をどうやって保つかといふことになりますれば、いま申し上げたことを土台にして維持していかなければならぬと私は思ふのです。くだいようですが、福永運輸大臣に御所見を伺いたいのだが、もう一つ加えたい。

ここに、三里塚の反対同盟から來てゐる声明書があります。これは福永大臣あてに來てゐるんですね。戸村一作委員長の名前で運輸大臣に來てゐるわけですね。これは四月の十七日に來てゐるわけ

なんです、これに對してはどういふふうな考へてあります。

○福永國務大臣 いろいろお話がございましたが、最後の点で、声明書といふことで参つております文書、これはかなり長いのでございまして、この中には、われわれはわれわれなりに考えなければならぬことももちろんございまして、また同時に、過般の事態によつて逮捕された百六十八名を直ちに釈放しろとか「開港計画の一切を凍結し、二期工事区域に踏みこまぬこと」とか、それから「岩や団結小屋等に対する治安のための新規立法案を撤回し、治安弾圧をただちに中止し、機動隊を即時撤退させること。」この「三」につきましては誤解があるやうで、何か政府が提案してゐるのを、それを「撤回し」といふやうな表現になつておられますが、まあ、あの当時の情勢では、この誤解もあるいはやむを得ないのではないかと思ひます。そういうやうな誤解もございしますが、いづれにしても、こういふやうなことでございまして、まあ立法のことは国会で提出されてゐることとございまして、これは向こうが書いてきたとおりの触れ方をわれわれすべきではないかと思つておりますが、その他のことにつきましても、いま申し上げましたやうな表現等もございしますので、私どももいたしまして、こういふことを前提としての話につきましては、これを全面的にごもつともですなどとはなかなか言えないところとござい

ます。

さりとて、先ほどから久保さんがいろいろおっしゃいますように、話し合いといふものは、正面にそういうことは出してゐても、それはそれとして、心の交流が行われるやうな措置もとらなければならぬとおっしゃつておられますことにつきましては、私も私なりに考へてゐるところでございまして、そういうやうなことを考へつつ事態に對処してゐるという次第でござい

ます。

○久保(三)委員 さつきも申し上げましたが、四月の二十七日にこういふ政府の広告文が出てゐますが、これは所信広告といふんです、意見広告

というんですかね。「安全確保に全力をあげていきます。」という大きなタイトルで「新東京国際空港（成田空港）五月二十日開港をひかえて」というようなことなんです。私が繰り返して何回も申し上げているようなことは、この中には一切入っていないのです。ただ、極左暴力集団の暴力はけしからぬ、しかし、われわれは安全を確保しますからというふうなことなんです。それを引き起こしてきた遠い原因というか、そういうものに対するところの政治責任というか、そういうことにちっともお触れになっていないんです。本当に誠意を持って、国民に対して「全力をあげています」と言うのなら、それがこの中に当然入るべきだと私は思うのですが、それは入っていない。

それから「これまでも機会あるごとに、地元のみならず話し合いを行ってききましたが、今後なおいっそう積極的に話し合いをすすめ、必要な諸施策を推進していく考えです。」というのだけれど、「これまでも機会あるごとに」というのは、彼らはこれまでも機会あるごとに話をしてくれなかったと言っているのです。それは中村事務次官と会ったときの話にも出ておりますね。

それで私は、こういう文章の文言について一々あげつらうことをとさらにするわけではありませぬけれども、もう少し誠意のある広告を出しになったらいいかというふうに思うのです。「極左暴力集団の暴力行為によって、一時延期のやむなきに至ったことは、まことに残念です。」というのは、これは警察庁が言う分には差し支えない。運輸大臣というか、運輸省が言うこととしてはもう一言足りない。この陰に隠れて自分の責任を回避している。運輸省というより政府ですね。そういうことを考えれば考えるほど、もう少し政府の政治姿勢をきちんと整理してもらわなきゃいかぬと私は思う。

また、それが国会の決議でもあるんですよ。ただし、この国会の決議は簡単ですから、そういうことは書いてありませんが、事態の收拾に「毅然たる態度」というのは、そういうものが入ってな

ければ「毅然たる態度」にならぬ、實際言うところから「再びかかる不祥事をひき起こさざるよう暴力排除に断固たる処置をとるとともに、地元住民の理解と協力を得るよう一段の努力を傾注すべきである」という、この「断固たる処置をとる」ということについては、ややはっきりしてきたのですが、さっき警察庁の参事官からのお話でも、大分なれてきたというか、習ってきたというか、そういう意味の御発言がありました。それから、いま御提案になっているものも、考えようによっては一つかもしれません。しかし、この後段については、繰り返し申し上げますが前進も何もありません。先ほど申し上げたこの声明書も、お話をあつたように、これにこたえるかどうかというのは、政府の御判断だと私は思うのであります。ただし、向こうが声明書を出したので、それを知らぬ顔の半兵衛で、新聞広告一遍で、それで通るものではないのではありませんか。この声明書は、声明書であっても「運輸大臣福永健司殿」ということで来ているんです。そうしたら、運輸大臣が声明書にこたえる声明をすべき筋合いでないですか。しかも、これはいま世間で一般的に大きな問題になって、行く末はどうなるんだらうというところで心配をしているのが国民全体だと思ふのです。事を間違えたら、これは大変だということなんです。だから、そういう点でもう少しきちっとできないのですか。それとも総理の外遊中にあなたが全部処理しますか。絶好のチャンスです、これは。

○福永国務大臣 いろいろ御注意をいたして、ありがたく拝聴をいたしました。実はその広告には、福永健司の名においてと運輸省とかで出したものでないわけでごさいます。職制上、総理府にその種のことをするとところがございます。もちろんそれについては、恐らく運輸省へも何らかの方法で意見を求めたであらうと思ひますし、それは事務的に出したと思ひます。

そこで、そういうことであっても、いずれにしても、その種の広告が出るについては、先ほどから久保さん繰り返し繰り返しお話のあったよう

なこと等について、私も、やはり適切な表現は望ましいと思うわけでございまして、それならどうして久保さんからしられなくても済むような誠意ある文書が出ていないのだということになりましようが、この点は大いに反省もしなければならぬと思ひます。私といたしまして、私なりにしかと心得て臨まなければならぬというように決意をいたしておるところでございまして、先ほど申し上げましたように、表にあらわれたいことではどうもまだ御納得のいくようなところへいつていないことを非常に残念に思ひわけでございします。

総理の留守中くらいに決意をして、適切な処置をとつたらどうかというお話でございしますが、これは総理がいてもいなくても同じことではなければならぬ、こういうふうに思ひわけでございします。私は、いずれにいたしましても、適切な措置をとりたいと思ひ思っているところでございします。いま思っているというよりも、ずっと思ひ思っているところでごさいます。そこいらの方法、そこいらのタイミング等について、それが出ていない現在においては、ちよつと申し上げるのを遠慮させていただきたいと思ひでございします。

いずれにいたしましても、いまいろいろおっしゃつていただいておりますようなことを念頭に置いて適切な措置に出たい、こういうふうに私は思つておる次第でございします。

○久保三三委員 どうも御問答みたいで、周りをぐるぐる回っているだけで、これではよく自身も前進にならないだらうと思ひます。おやりになつていらっしゃることは多少何かおやりになつていらっしゃるかと推測されますが、ぼくが言うのは、政治姿勢をきちつと表明されることが先決だ、その上で話し合いをするかどうかというのが決まっていますことであつて、いままで出ていた対策要綱は政府の政治姿勢なのか。そうだとするならば、ちよつとこれは違う、一文句欠落してはいけませんかと。これは違う、実際は。そういうことについて言ひにくいのか。しかし、政治家福永健司とい

うことでありますれば、この機会を逸しては表明する機会はないのじやないかというふうに私は思ひます。だから、くだいようですが、何回も聞いているわけなんです。

まずかつたらまずかつた、きちんと政府の中でも反省していますと言ひ得るのかどうか。反省していない、そんなことはおれ一人は反省しているけれども、ほかの人はわからぬというふうなことなのか。その辺のことも含めてこのチャンスに、この機会にやはり表明しないと、また表明する機会には私はないのじやないかと思ひます。

下の方の工作その他についておやりになつていらっしゃるかもしれませんが、それについては全然私は触れるつもりはありません。少なくとも、そういう政治姿勢を前提にして、踏まえてどうたらうか。そのためにはお互いにある種の条件はつけなければなりません。その条件などいまとやかく私どもは言う筋合いではありませんが、わが党はきょう総理大臣に三項目にわたつて申し入れをいたしました。昨日は自民党大平幹事長にも申し入れをいたしました。大体同じようなことでありますが、そういう申し入れをしました。お聞きになつていないと思ひますが、それはやはり私が言う政治姿勢の前提でそういう問題をひとつ三項目についておやりになつたらどうかということなんです。いずれにしても、この問題について、総理はあしたからアメリカへ行つちゃうのですが、きょうじやうに政治姿勢その他について総理とお話しになりますか。

○福永国務大臣 重要な問題であり、いままでも話し合つていらっしゃることはございしますが、出発される前にこういう点についても協議をすべきものであると思ひわけでございまして、私は私なりの考え方、反省等をいたしてきておるわけでございしますが、内閣でも、係であるといふでは多少認識の相違はあらうかと思ひますが、私の主軸とする考え方につきましては、他の人たちも理解をしてくれているものと私は確信をしております。いま、あしたと言ひましたが、総理はあさつ

て行かれるわけですが、そこところは一日、二日のことでございますけれども、いずれにいたしましても、久保さんからいろいろ伺ったことを念頭に置きつつ、明日あたりよく打ち合わせをいたしたい、こういうふうに考えております。

○久保(三)委員 これは航空局長にお聞きした方がいでしょうね、運輸大臣と言っても担当の局長は航空局長だから。実はこの法律案の中では、運輸大臣が運用の責任者になっているわけなんです、これはどういう手続を踏みながらやるのですか。そのやる方法をちょっと説明してください。

○高橋(秀)政府委員 この法案では、運輸大臣が担当することになっておりまして、そしてやります主たる行為は、いわゆる団結小屋の使用禁止等の処分でございます。ところが、現在までのところ、運輸省自体では、団結小屋の実態あるいはそれが暴力主義的破壊活動に使われるかどうかということについても、各種の過去の証拠等につきまして必ずしも持ち合わせておりません。したがって、この法律案の中には、運輸大臣はそういう処分をする場合には関係行政機関に資料の提供を求め、そして判断をする場合には関係行政機関に意見を聞くものとするという規定もございまして、また別の条文では、政府の各機関は運輸大臣に全面的に協力をするという規定もございまして、そういうことによりまして、政府の各部署、部局の協力をいただきまして、運輸大臣としては、必要な資料を集め、必要な判断をして、実施をしていくということになるかと思っております。

○久保(三)委員 大変だろうと思つて、おやりになるのは。

たとえば、この法律案で言うと、空港の周囲は三キロですつとこうなるのでしようが、それ以外に、いま燃料輸送の場合は鉄道を使つておりますから、これは鉄道線路を中心にして三キロ、三キロですから六キロの幅であるわけですね。そういうものの中で、運輸大臣が責任を持って、そういう不法行為をする建物というものの、あるいはおそ

れのあるもの、そういうものをまず認定しなきゃならない。関係各省庁の協力を求めるというのは、協力を求めるというからには、自分でやはり一遍やつてみるということになりはしないかと思つて、これはとてもじゃないが、航空局で手に負える仕事ではない。公団そのものでも手に負える仕事ではない。これは警察庁に全面的に教わるに教わらなければならぬということだろうと推測するのです。そういう法体系というのはあるのだろうか。

航空局長、そうすると、あそこ危ないぞ、あれはだめだ、そうですか、それじゃ行きましようか、おまえ出ろ、というようなことでやるのですか。そういう法体系なんですか。

法制局から聞きますが、法制局は、そういうことについて、どういうふうに考えて立案されましたか。

○大井法制局長 お答え申し上げます。ただいまの点は、この法案におきます実施面において立法上どのように考えたかという点だろつと思つて、この法案の目的が、明示してございまして、新東京国際空港の施設及び航空機の安全を確保するために、暴力主義的破壊活動を防止する、というためにはその拠点となる、あるいはなるおそれのある建造物を使用禁止等にかけるというの目的及び処置でございまして、この目的に照らしまして、政府部内の行政機関としてどこが主たる実施の任に当たるかというの、いはば行政部内における権限調整の問題でございまして、この主管を一条の目的に照らしまして運輸大臣ということに提案者の方で定められたわけでございます。

ただ、御指摘がございましたように、運輸省一存でいけるかどうかという点は、実態に即しまして、これをさらに関係行政機関の協力を得てやるという形をとった方が実態に合うだろうということでございますので、挙げて行政機関内部における権限分配の問題として立案上処理した次第でございます。

○久保(三)委員 いまの御説明、専門用語があつて、素人ですからよくわからない。だけれども、結局は警察当局の御指示を待つて運輸当局が動く。動く場合にも一人じゃまる腰ですから、どけと言つたつてどかないときは強制退去でしょう。そのときには警備保障会社でも頼むのですか、どうなんですか、航空局長。

○高橋(秀)政府委員 この法案の規定の仕方としては、運輸大臣の権限は運輸省の職員に行使をさせる、これは当然でございます、そのほかに新東京国際空港公団に事務の実施を行わせるという規定もございまして。

いま先生のお尋ねの、実際そういう処分をして行く場合どうするかということにつきましては、運輸省の職員も公団の職員もまる腰でございまして、当然みずからを守るためのガードマンのみならず、必要に応じて警察の後ろ盾といひますか、いざというときのバックアップもしていただかなければできないというふうに考えます。

そういうことで警察にもお話をし、それはバックアップしてやるという御返事をもらつてゐるわけでございます。

○久保(三)委員 おそれのあるという認定は、航空局長、あなたのところですか。おそれがあるかどうか、警察であそこおそれがありますよ局長と言われたときにどうするんですか。どつちなんですか。

○高橋(秀)政府委員 この最終的に判断をする権限は運輸大臣でございますけれども、その場合には、やはり何と言つても警察が一番たくさん資料を持つていらつしやうと思つて、そこで警察の資料提供なり助言をいただきまして、最終的には運輸大臣が判断するというところでございまして、警察の意見そのままに運輸大臣が判断するわけでもないと思つて、そのところは警察との間で十分な意見交換をいたしまして判断をする、そういうことにならうかと思つて

ます。

○久保(三)委員 これは法制局に伺いますが、空港の安全確保、特に暴力主義的破壊活動を防止するためということになるわけですが、暴力主義的破壊行動を防止するという本来の任務は警察庁、いわゆる司法当局というのか、そういうところにあるのであつて、運輸大臣のところではないのじゃないか。もしも不安に思つたときには、そういう関係省庁に連絡をして排除してもらふなり何なりしてもらうというところだろうと思つたのですが、この立法といふ警察当局自身が配備している警備体制、そういうものとの関係からすればどつちが違ふのですか。

○大井法制局長 警察は、社会秩序一般を守るといふ本来の使命を持つておるわけでございますが、この法律におきましては、新東京国際空港という特定の施設のみを対象として、なるほど手段は暴力主義的破壊活動でございますが、目的はあくまで空港の施設、管理の安全、航空の安全を図るというところにあるわけでございます。おのずからその間に警察と運輸省、運輸行政当局との間には違いがあるものと考えております。

○久保(三)委員 暴力主義的破壊活動を防止するという主たる任務を持つてゐるのはどつちの省庁ですか。行政機関の中ではどつちが主たる任務なんですか。

○大井法制局長 ここに書いてございます「暴力主義的破壊活動を防止するため」といふのは、この法案の最終的な目的でございますが、同時に「もつて」以下にございまして、施設そのものの安全を図つていくということもございまして、一般的に暴力主義的破壊活動、つまり空港だけを対象にするというよりなことに比べて、空港だろつとどこだろつと、暴力主義的破壊活動が社会悪だといふ限りでこれを防止する責務が行政機関に現行制度であるとすれば、それは第一義的には警察であります。

○久保(三)委員 何で区別しなければならぬの

か。警察が一般的にやるのなら、空港の内であらうが、外であらうが、これは同じにやってもらわなければ困る。あるいは周辺であらうがなからうが、現にやってくるわけだ。そういう暴力行為については、防止するための手段をやって、いまでも現実にはそのための警備体制を固めておるでしょう。何でこの区域だけ運輸大臣が責任をとるのか。責任のあり所は運輸大臣なんですよ。もし間違えて、おそれがなかったのにおそれがあつたということをやった場合はどうなんですか。そういう法体系を一々あげつらうわけではないけれども、これはどうも木に竹を継いだような形は否めないだろうと思うのです。

これは運輸省航空局長に聞きますが、あなたは安全を保つためには、いかなることもやらなくちゃならない任務が本来的にあるのですか、運輸省というのは。たとえば、これから三里塚の空港を破壊しますというので、東京駅に爆弾を仕掛けますと言うときにはどういふことになるのか。東京空港です、一般的な空港じゃない。東京のいわゆる成田空港をやめると、そのためには東京駅を爆破する、そういうことを言ってきたらだれがやるのか。空港の安全を守ると言うならば、そこが先にやらなければならない。だから、そういう点で何かどうも木に竹を継いだような法律案だといふふうに感じて、そういうものを運用する立場から言って、できるのかどうかという問題もあるんですね。

むしろ率直に言って、本来的に必要なならば、これは警察当局がおやりになることが当然ではないのかというふうな考えをするわけです。ことさらに運輸省が何もしようとするというよりも、あなたらがやることは、過激派集団の押さえをすることが本来的な任務じゃないか、その根っこになつて、さつきから何遍も言っている、反対者、農民との話し合いによつて平和裏に解決するということが力点を置くことが一つなんですね。ところが、これでもってこのやろうというやつを持つということになる、これは何か片方ではこのやろ

う、片方では話をしようということで、どうもちくはぐなんですね。それを運輸省自体が持つてゐるのだからおかしいじゃないか。

さっきの運輸大臣のお話では、何か話し合いムードみたいのをつくりつつあつて、何かおやりになつてゐるというのだが、おやりになつてゐても、片方でおまえだけ飛ばすかもしれないというやうなことでやつてゐたのでは、話し合いが軌道に乗らないのではないかと一ふうに私も心配するわけなんです。かと言つて破壊活動、過激派集団の暴力行為を認めていくとか取り締まらなくともいいということではありませんよ、誤解のないように言つておきますけれども。ただし、運輸大臣の本来的な職務が、成田空港に關しては安全確保であるならば、先ほどからる申し上げてゐるとおりの行動を起こすことが先決である。ところが、片方には剣を持つ、片方にはあめを持つというこゝでは問題の解決にならぬし、不信の念を抱かれるのは当然ではないかというふうに思ふのです、法体系については別としてもね。

だから、その点で議員立法だからやむを得ぬといふことになるかも知れませんが、これからやうていくんですからね。しかし、果たしてやれる体制にあるかどうか。大体空港公団が一部の事務代行をするのじゃないか、ほとんどの事務代行をせざるを得ないのじゃないか。はつきり言つて空港公団にそういう能力はありませんね。彼らには間違つた認定はできる、なぜならば、いままでの十三年間、彼らは間違つたことばかりやってきたから。後手後手に回つてゐる。だから、ああいうものの判定とか、ああいうものの仕事を頼りにしていくんというところは、私は危険千万だと思ふのだが、どうですか、航空局長。

○高橋(寿)政府委員　まず運輸省が、運輸大臣がやることはいいか、警察がやるべきかという点につきましては、この法律案の骨子が議員の方から内閣側に伝えられましたときに、実は政府部内でもいろいろ議論を重ねたわけでございます。確かに運輸大臣は、空港の正常な運営の管理とい

ますか、これを確保する責任はあります、それから、そこを使う航空機の安全を確保する責任もあります。そこでこの二つの、空港の安全な管理と航空機の運輸の完全な確保というものは、いずれも運輸大臣の仕事であります。その場合に、では手段として、たとえば本法案にございますような団結小屋の処理ということまでも含めて運輸大臣が全部所管しなければならぬかどうかという点につきましては、いろいろ議論がございまして、最終的には内閣官房の調整によりまして、きょうお出しになつておりますこの法案のような形であるならば、まあ運輸省もお引き受けしますという御返事を確かにしたわけでございます。

したがうして、先ほど来お話し申し上げておりますように、関係行政機関と十分連絡をとりつづ私たちとしては最大限の仕事をしてまいりたいと思ひます。

そこで、公団との関係でございますが、公団に任せますのは実施業務だけになると思ひます。したがうして、運輸大臣がこの法律案によりまして禁止命令等の判断をするのは、やはり運輸大臣みずからやるべきことである、そしてそれを實際に現場に封印をしに行つたり、そういう仕事につきましては一部を任せることがある、こういうふうにして考えております。そういう限りにおきましては、公団は事務能力はあると考えております。

○久保(三)委員　回りにくい手続、連絡、そういうものを回して、いまの事態に——たとえば、それが最大の原因だから、団結小屋を押さえれば空港は万全だといふならば、そういう回りくどい手続も私は評価していいと思う。ところがそうではない。回りくどくて、おそれがあるんじゃない。回ること、考えたら大変なことになると思ふ。では、実務行為といふのは何をやるのですか。おまえどけと言ふのですか。それとも建物を壊す場合にやるのか、封印する場合にやるのか、そういうことだと思ふのだが、これだつてまる腰でできるはずはないんですよ、暴力集団だから。何を

持つてゐるのかわからない、そんなところにまる腰の公団の職員がその下請の警備保障会社からぬが、行つてできるはずないでしょう。いま警察が手に負えないのだから。その警察が手に負えないところに行つたつて、できつこないじゃないか。

だから、いま運輸大臣が考えるべきことは、政府が考えるべきことは、まず第一に反対派農民といふまでの姿勢を正して話し合うというルールをつくるべきだということなんです。そのルールが全然なくてこれをやつてゐることは、本末転倒のような気がするということなんです。提案者には大変申しわけないが、そういうふうに考える。そういうことで、間違つてはいけません。最初からチョッキのボタンをかけ違つておるのだから、今度またかけ違つたら、チョッキでなくなつてもう着ていられなくなつてしまふ。上着まで脱がなければならなくなつてくる。五月二十日に開港ができなかつたら、あるいはしても、その後において満足な運輸ができないというふうな事態でも起きたら、福田内閣は責任をとるかははなないやうな大事件になる。そればかりではなくて、日本の政治について国際的な信用失墜もいふところだ。だから、真剣に考えなさいということだ。ただ単にこのやつはけしからぬということだけでは済まぬといふことをる私は申し上げてゐるわけなんです。

これ以上申し上げても堂々めぐりのようだけれども、重ねて運輸大臣に申し上げますが、いまこそ決断をするときですよ。決断をしないではもうどうにもならぬ。それを決断して、そういう門戸を開くことがまず先決で、その門に入つてくるか入つてこないかは、いまから何も予測する必要はない。ただ、そうすることが国民の信頼も得られるし、世論の支持も得られると私は思ふのです。だから二月以来、公式にも非公式にも申し上げておるわけです。

そういう点でどうかもう一遍、はっきりした御返事をいただきたい、いかがでしょうか。

○足立議員　運輸大臣が答えになる前に、いま

久保さんから質問がありました公団の職員に任せる、行わせることができる事務は、第六条に規定がございまして、きわめて事務的なものに限りております。たとえば撤去した団結小屋等の材料を保管する事務であるとか、これが長期に保管してかえってマイナスが多いという場合に売却して現金で預かる、あるいは必要な費用を徴収するとか、そういう事務だけに限られておりますので、全般的について立ち入り検査その他を事前に行うとか、その判定をするのを公団にやらせるとかいうことではございませんので、この点は御理解をいただきたいと思ひます。

それから、先ほどの質疑応答を私も拝聴しております。問題点は結局、今度の提案は団結小屋その他暴力主義的破壊活動の集団が集結する、あるいは潜伏する、あるいは火災びんその他の武器を製造する、そういう場所に供されてゐるものの使用禁止等を行おう、こういうことではございますが、私も、立案者の一員として先般成田空港を視察してまいりましたが、あの壊された管制塔の上から周囲を見ますと、すぐ目と鼻の先にいよいよ団結小屋と称するものが散在をしております。これはちょうど西部劇に出てくるとりでみたいなものでありまして、これを野放しにしておきまして、そして国会の決議にある断固として暴力を排除せよと言われても、これは労働多くして功が少ないということを実感として感じました。

そこで御協議した結果、公明、民社、新自の御協力もいただいてきよう提案をしておるといふこととで、私どもの気持ちは、あの国会の決議の前段にございまして趣旨を尊重して提案しておるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○福永国務大臣 久保さんお話のように、私は、ぜひ国民の信頼にこたえたい、こういうふうに考えております。そのためにいろいろ心得ておけといふお話等も拝聴をいたしました。

私、率直に申しまして、いかなる前世の因縁からか、こんなことになつてしまつたわけでございますが、それはそれといたしまして、やはりだれ

かが決意をして信頼にこたえなければならぬと思ふわけでございます。

私は、国会でこういうような制度にという案を出しになるには、それなりの理由があると思ひますから、これからどういふように御決定になるかは別といたしまして、それにはこたえなければならぬと思ひます。

ただそういう際に、破壊的極左暴力等の先般のようなことが繰り返されるようなことはもう絶対あつてはならぬと思ひますだけに、一面において、先ほどからお話しのよう努力は誠心誠意いたさなければならぬと思ひます。

それとともに、過去においてはあつたこともありましたが、私も、国民の良識を信頼したいと思ひます。こういうことが何回も何回も繰り返されるような日本であつては断じてならぬと私は思ふ。そういう意味で、私は、先ほどからいろいろお話も伺ひましたので、誠心誠意これに對処してまいりたいと思ひます。私の気持ちを何とぞ御理解いただきたいと存ずる次第であります。

○久保(三)委員 足立さんからの御意見にも、これは後で専門家が御質問しますから、私は、この法律の全分野について余り明るくありませんから、それはそれで置いておきましよう。

運輸大臣、余り私がしつこいのであなたも多少興奮さみだと思ふのでありますが、私も興奮さみだなんです、實際言つて、はつきり言つて、どうして私の話がわからぬのかといふとどかしさがあるのです。いま高い声でお述べになつたような決意をされているのならば、タイミングを失しないでやるべきだし、また、どうして因果なめぐり合ひせにのうな話もありましたが、私は、因果といふのはいい意味で、いい時期にあなたは際合して

いるのではないか、ただし、これは処理のしようでは、あなたがいま別な意味で言つた悪い因果に通ずるかと思ひます。私は、そうであつてはならぬと思ひます。

【委員長退席、石井委員長代理着席】

しかも、いままで十何代かの運輸大臣がやつてき

て、間違ひに間違ひをやつてきたのが大半だ。こへきていよいよ大詰めで、福永運輸大臣の手によつて円満に解決したと言へば、これはあなたの政治家としての評価ばかりではなくて、人間福永健司としての評価も当然されるわけですから、暗い意味での因果、前世で悪いことをしないのにとうしてこうなつたのだらうかなどといふふうの思ふてはちよつと困る。これでは国民としても頼りない話であります。われわれ自身も運輸大臣として頼りないことになる。どうかそうではなくて、いいときにおは運輸大臣になつたなどやはり勇気を出してこの際はおやりになることだと思ふ。

時間も来ましたからやめますが、いすれにしても、そういう観点から真剣に取り組んでもらいたい。もつとも真剣に取り組んでいない人は一人もいないと思ふのですが、ただ、道を間違つては何ぼ真剣でもこれはだめだといふふうに思ふので

そういう意味で、今後の審議はどうか慎重にやつてもらいたい、委員長に申し上げますが、先ほど来から総理大臣あるいは官房長官の出席を要求してゐるのでありますが、都合で急にこの議案の審議になつたものだから、所用があつて来られないといふことの方です。こういう重大な問題ですから、福永運輸大臣に御答弁いただければなるほど全部事は足りるかも知れません。しかし事は、機構の上から言つてやっぱり政府全体の問題でありますから、これは福永大臣を軽く見るとか

ないがしろにするのじゃなくて、しかるべき者が出てきて答弁をしてもらわなければいけません。だから私は、総理大臣に対する質問を留保しておきます。

以上できようの質問は終わります。

○福永国務大臣 久保さんいろいろお言葉をちようだいいたしまして、ありがたく感謝をいたします。一生懸命努力をいたしまして、何とか久保さんの御期待に、全面的にはどうかと思ひますけれども、なるだけ沿えるように一生懸命に努力

をいたしたいと思ひます。

○石井委員長代理 次に、小林政子君。

○小林(政)委員 私は、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案の質疑に入ります前に、この法案は、成田の開港が目前に迫つてゐるといふことでできるだけ早く審議を済ませてほしい、こういう意見が理事会で出まして、私も、連合審査もする必要があるので、また現地調査も行う必要がある、こういうことの意味を述べましたけれども、結局、何か急ぐ必要があるのだといふことで、この問題については、また後ほどの協議になるのかもしれないけれども、そういう事態が理事会でございまして。

いま、いろいろと審議の中でもございまして、うに、この法案の審議については、あくまで現状把握ということが大事ですが、いままで私が何回も資料をお願いいたしましたけれども、十分な資料も出てまいりません。現状把握が十分でない中で法案審議を行うといふことは、これはまた本

当に不見識になるのではないかと。そしてまた私どもは、現行法でどこまでやれるかという点などについて、はつきりとした資料も要求をしていただけてすけれども、それも提出をされない。

こういう中で、ともかく五月二十日の開港が目前に迫つてゐるのだから早く審議をと、こういうやり方に対して反対でございまして。五月二十日の開港は、これは確かに政府が一方的にお決めにいたしましたけれども、私も、このように数々の憲法に抵触するような問題も含めての重要な内容について審議を行いますについては、やはりこれは十分時間もかけて慎重にこの取り扱いをしていくべきである、このように考えておりますので、この点について委員長に申し入れをいたしたいと思ひます。

成田国際空港において、いわゆる過激派暴力集団に管制塔への侵入を許したといふことは、これは明らかに警察当局の警備のミスであると同時に、政府、警備当局が、これまで長年にわたつて過激派の暴力活動を野放しにしてきた結果である

と私は考えます。わが党は、空港の安全体制の確立の点については、一貫してこの点を要求し、主張もしてまいりましたところでございますけれども、空港機能あるいはまた航空の安全を確保するためには、政府がこれまでとってきた姿勢をまず正して、暴力排除に断固たる態度で臨み、そして現行法で実効ある措置をとることがきわめて必要であると私は考えます。

〔石井委員長代理退席、委員長着席〕

以下、そのような立場から御質問をいたしたいと思ひます。

四党が共同提案されました新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法は、団結小屋などを対象に規制をすることをうたっておりますが、建築物や工作物が現在どのように犯罪の拠点になつてきたのか、そして現在どのように使われているのか、これらの点について把握をするということは当然のことであらうと考えます。したがって、現在暴力集団の出撃拠点となつていゝわゆる団結小屋が三十五カ所と言われておりますけれども、これは一區画を一カ所と数えておりますので、この三十五カ所の出撃拠点の中に、団結小屋と称するものが何戸建てしているのか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。また犯罪拠点として使われたもの、あるいは使われるおそれがあると思われるものはどのくらいあるのか、この点についてもお伺いをいたします。

○高橋(寿)政府委員 私どもが公団から入手いたしました資料によりまして調べたところでは、団結小屋は常駐しているところが三十五あるという資料になつております。これらにつきましても、二つの場所の一つが建っている場合とかいろいろありますので、数え方がいろいろあるかもしれません。一応常駐三十五カ所という資料を得ております。どこの団結小屋が、本法案に書かれておりますような行為に該当するおそれがあるかどうかということにつきましては、私どもは資料を持っておりません。

○小林(政)委員 運輸省から提出をされた資料に

よりすると、確かに団結小屋は三十五カ所、そして地名も入つております。しかし、これが一体どれとそれが犯罪の用に供されたのか、あるいはそのおそれがあるのか、いままでの実績の中でどうであったのか、こういう点について警察当局からお答えを願ひたいと思ひます。

○近藤説明員 団結小屋と言われるものの中で、どれだけが暴力的破壊活動にいままで供されたかというところでございますけれども、これは粗いことを言えば、ほぼすべてがこれに当たるといふことは言えようと思ひます。個別的にはそれぞれにまだ詰めて調査すべき点はございます。しかし、法律に申しておりますような集合、あるいはそのほかの用に供せられるというふうな面につきましても、ほぼ全体に向かつて言えることだと思ひます。

○小林(政)委員 そうしますと、ほぼ三十五カ所全体であるということでございますけれども、この団結小屋と称するものについては、具体的に捜査をやられたことはありますか。

○近藤説明員 捜索という形でこれは繰り返し捜査をやっております。

○小林(政)委員 具体的にこの運輸省から提出をされた資料とともに、私どもは何回も警察当局に資料の提出を要求していただいておりますけれども、今日まで出てこない、こういう実態でございます。

そうすると、捜索を行つてきた、これだけほとんどのところの捜索が行われた、こういうことは、具体的にその中でのような事態が起きていゝというふうな判断をされるのですか。具体的な事実についてお聞かせください。

○近藤説明員 三十五カ所と言ひますのは、先ほども運輸省から御答弁ございましたように、常駐の場所でございますが、常駐というものは集合といふことでございまして、いままでの捜索にどういふ法律でもつてこれを行つたかということにつきましては、それぞれ各別でございますので、私、いま手元にそういうものを持っておりませんけれども、

ども、いろいろな形でできるだけこうした不法な用に供せられる建築物について、そうした事態が起ころしませんが、警察としてできるだけ努力をいままでも重ねておつたところでございまして。

○小林(政)委員 この点については、ぜひこの法案の審議の間に資料の提出をお願いしたいと思ひます。委員長、お諮りをいただきたいと思います。

○増岡委員長 小林君に申し上げます。

理事間で御相談を願ひたいと思ひます。

○小林(政)委員 いや、出せるか出せないか、はっきり答弁したらどうですか。

○近藤説明員 今後とも捜査するという面もございまして、資料の点につきましては、ちょっと御要望に応じかねると思ひます。

○小林(政)委員 それじゃ、審議できませんよ、犯罪の用に供されたかどうかという点も定かでないのだから。私はその資料をぜひ出してもらいたい。いままでの分だけ出してもらいたいと思ひます。

○増岡委員長 小林君に申し上げます。

近藤参事官の発言はもともだと思ひます。ただし、いま一度理事間で御相談願ひたいと思ひます。

○小林(政)委員 それでは休憩してください。この際、暫時休憩し、本会議休憩後再開いたします。

午後一時二十分休憩

午後三時二十九分開議

○増岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小林政子君。

○小林(政)委員 午前中に引き続きまして午後の質問をいたしたいと思ひます。

午前中の質疑の中で、暴力集団の出撃拠点となつて三十五カ所と言ひます団結小屋の実

態というものがまだ資料として提出がされていない、こういう状況ですと、具体的に法案の審議ということは、きわめてむずかしくなつてまいりました。私は、この点について、ぜひひとつ委員長に、提出をしていただくようにお取り計らいを重ねてお願いいたしておきたいというふうに思ひます。

そこで二、三聞いてみたいと思ひますけれども、運輸省から先般いただきましたこの団結小屋一覧表という資料を見てまいりますと、この中に一という番号がございまして、それには天神峰現闘本部と書かれておりますが、これは成田の天神峰四十二の二にありますが昭和四十三年に建設をされたと言われる最も古い団結小屋でございまして、しかも闘争本部ということになっております。

これは警察にお伺いをいたしたいと思ひますけれども、現在この団結小屋には何人の常駐者がいるのでしょうか、そして現在の使用状況といふものはどのような状況になつていゝのですか、また、いままで捜査をしたことがあるのかないのか、そしてどのような犯罪名で捜査されたのか、この点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○近藤説明員 団結小屋は全体として現地の常駐活動家の生活の場や会議の場に利用されておりますし、また現地闘争の際の大量動員のときには、全国から動員された活動家の宿泊の場所や連絡の場所、出撃拠点として利用されておるわけでございます。また闘争時に使用される鉄パイプや竹ざおなどの凶器類の隠匿や保管場所として利用されている例もございまして。

ただ、いま御指摘のございました天神峰のそこはどうかということでございますが、常駐者の数も一定いたしておりますが、それから、そこから出た者がいままでどうであったかといふふうなことも、ここではちょっとわかりかねますので、御了承いただきたいと思います。

○小林(政)委員 今回の質疑が突然であつたといふこともあつて、事前に連絡をできなかったといふこともありますが、先ほど来から私がお

聞きをいたしております。具体的な問題等については、何を聞いてもよくまだ実態というものがわからない、こういった状態がずっとこの質疑の中で続けられているわけでございます。私、これは本当に遺憾なことだというふうに思いますが、それはまた後で何らかの形で善処してもらおう、資料を提出してもらおう、こういうことにはいたしまして、今回の三月二十六日のあの成田空港管制塔への侵入事件、これに伴っていわゆる第二要塞、横堀要塞と言われている第二期工事の予定地、しかも、ここは民間地に建てられておりますが、この横堀要塞に対して、三月二十七日に裁判所の令状をとって現に差し押さえが行われておりますけれども、この差し押さえをした根拠と申しますか、それはどういふことで差し押さえをされたのか、まずお伺いをいたします。

○近藤説明員 差し押さえるの根拠をいたしましては、火災びん法とか凶器準備集合罪その他でございます。

○小林(政)委員 そうしますと、火災びん法とかあるいは凶器準備集合罪とかあるいは公務執行妨害など、こういった犯罪に使われた拠点であるということが明確になれば、それはあるいは現行犯として、あるいは裁判所の令状をとって差し押さえをするということができるわけですね。

○近藤説明員 個々の場合について十分に検討しないとお答えをしない面がございまして、横堀の要塞につきましては、犯罪の供用物件と申しますか、しかも、それ自体が重要な証拠物であるというふうなことで差し押さえをいたしたわけでございます。そうした重要な証拠物で、あつた形で見ても明らかに供用物件であるという状態がございまして、建物自体の差し押さえというふうなことは困難であろうかというふうに思っております。

○小林(政)委員 結局、重要な証拠物あるいは供用物件、こういうことであれば、裁判所の令状がとれるということで今回の措置がとられたのだというふうに思いますけれども、いままでも出撃

拠点となつておりました。いわゆる他の団結小屋は差し押さえを行ったというのを私は余り聞いておりませんけれども、この場合には、裁判所からの令状が請求してもとれないであらう、こういうことで事実上はこれを今日まで放置してきたのか、それともこの中에서도取り上げてやられたことがあつたかどうか、こういう点も含めてお伺いをいたしたいと思ひます。

○近藤説明員 成田の問題の地区において、いわゆる横堀要塞以外に、あつた形で犯罪の供用物件である、あるいは犯罪を組成したものであるというところで、いわゆる刑事訴訟法の条件を満たしたものとしまして差し押さえをした例はございませ

○小林(政)委員 この差し押さえを行うということでは、これは実質的に使用を禁止するということが同じ効果になるわけでございませうけれども、他のいわゆる出撃小屋と申しますか、過激派集団の拠点について、そうすると横堀要塞を除いては一度もやつたことがない、いままでもやつたことがなかつたということでございますか。

○近藤説明員 御質問のとおりでございます。横堀要塞以外にはいたしてございません。

○小林(政)委員 私は、やはり証拠物件とかあるいは供用の証拠というところで、供用物件というのですか、そういうことで、明らかにここでは犯罪行為が行われたし、それに対しての証拠としてこれを押さえておかなければならない、こういうことであれば、これはやはり裁判所の手続をとつて、そしてこの差し押さえ処分を行つていくというところが具体的には可能ではないか。これについて、最初から手続をとつてもなかなかむづかしいというふうな独自で判断をされて、そしていままではそのような措置を一度もとつてこなかった。こういうことは、いまこんなに大きな世論にもなり、問題になつております過激派集団に対する警察の態度の中にこういう問題が放置されてきた、こういうことが言えるのではないか、私はこ

のように思いますけれども、いかがでしょうか。

○近藤説明員 先ほど来から御説明をいたしておりますように、横堀の要塞は特殊な状態でございまして、犯罪を組成した、あるいは犯罪に供用された、使われた物件ということでございまして、そういう状態がございまして、裁判官の令状で差し押さえということはできないわけではございません。あの周辺におけるほかの団結小屋等につきましては、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな形でできるだけの法律を駆使いたしまして捜索なり、あるいはいろいろな形でこれに対する取り締まりを加えているという状況でございます。

○小林(政)委員 そうすると、他の団結小屋には犯罪に使われたというものは、いままでも一件もなかつたということにもなるわけでございませう。私は、こういうことについては、いままでもこれだけ大きな問題になつておるときに、この適用について本当に犯罪の用に供されたという点が明確であれば、それについては、私は、現行法でこれに對しては何らかの措置を、あるいはまた裁判所の手続をとつて、そしてこの問題については現行法で処置をしていく、結局差し押さえをするということでは、先ほど来から申し上げているように、この法律でもって使用を禁止し、封鎖するということと実質的には同じことになるわけでありませう。ですから、こういう問題については、やはりきちっと整備をした上で、私は、現行法でやつていくことが可能ではないか、このように思います。

もう一つ伺ひますけれども、いわゆる野戦病院と言われているおりました公団所有地、これを不法占拠しておりますが、この公団から告訴されている野戦病院、これの現状というものはいまだどうなつていますか。

○近藤説明員 先ほど来の差し押さえの話がちょっとまだ不十分だと思いますので、つけ加えて一言だけお許しをいたして申し上げますが、私どもも申しております差し押さえるの条件というものものは、組成した、供用した、あるいは重要な証拠物

件と申しておりますが、これは建物そのものの自体が犯罪に使われたというわけでございまして、ほかの建物、工作物と全く条件が違ひますが、ほかのところでも目をつぶつておつたというわけではございません。

ただいまの御質問のございました野戦病院につきましては、ただいまは現地の私どもで言う極左暴力集団、暴力主義的破壊主義者の集団の側で撤去をいたしております。そのものの自体はございませう。

○小林(政)委員 新聞等の報道によつても、みずから撤去をしたというふうな報道されておりますけれども、これは電話をかけて聞いてみますと、彼ら自身が、いや二メートルほど先のところに移つたのだということでありませう。そこには電話も当然前の電話でかかりますし、電電公社の調査によれば四月十七日、同じ区画内にある別の棟、ここに電話の移設工事を完了した、こういうことも聞いております。公団用地のこの不法占拠は、野戦病院にとどまらず、あの一面の中には四カ所もあるわけですね。こういった問題については、証拠物件として不法占拠をしていたという、告訴もされていくという問題について、こういう撤去をしてしまつたということは、証拠がなくなつてしまつた、こういうことにはならないのか。私は、むしろ差し押さえをしておけば、具体的にはこういう事実態というものも起きなかつたのではないか、このように思いますけれども、いかがですか。

○近藤説明員 空港公団の用地における不法建築物の問題でございますが、野戦病院自体につきましては、御指摘のように撤去と申しますか、あるいは公団用地からの撤退と申しますか、そうした形がとられたというふうに思つております。(小林(政)委員「それは公団用地ですよ」と呼ぶ)中に小さな小屋、納屋等もございませう、そういう点のことかと思ひます。

それから、不動産侵害罪でも告訴がございましたのは、これも御指摘のとおりでございまして、これは関係者十数名から事情聴取を行つておりま

件と申しておりますが、これは建物そのものの自体が犯罪に使われたというわけでございまして、ほかの建物、工作物と全く条件が違ひますが、ほかのところでも目をつぶつておつたというわけではございません。

ただいまの御質問のございました野戦病院につきましては、ただいまは現地の私どもで言う極左暴力集団、暴力主義的破壊主義者の集団の側で撤去をいたしております。そのものの自体はございませう。

して、いろいろとこれが地籍の關係の戸主の確認の問題等がございますので、引き続き調査を継続しているという状況でございます。

〔委員長退席、佐藤（守）委員長代理着席〕

○小林（政）委員 私、やはり本気になってやる気になれば、やりようはいくらあると思うのです。たとえば警職法の第五条の適用をして犯罪の予防あるいはまた制止、こういったような事項の適用をしたり、いろいろこの法の上で実際にはいままの暴力集団、こういったものを押さえていくことは当然できるのではないかと。現行法でもいろいろと研究をしてみれば、このようにいままつか私が申し上げましたことを適用しても、何らかやがて現行法でこれを押さえていくということではできないか。

むしろこの法案が、具体的にはいままの出撃拠点になっている団結小屋、これをいかに撤去するかという点に重点が置かれていて、そして結局はその建物とか工作物そのものが空港の安全だとかあるいは機能を妨害しているわけじゃなくて、拠点としてそれを使用しているところに大きな問題点が出てきているわけですから、これをいかに押さえていくかということ、これこそが重要ではないかと考えますが、こういう点について、この新しい立法、これでいきますと、いろいろ私はむしろ問題が出てくるのではないかと考えております。たとえば、運輸大臣が危険のおそれがあるとして認められた場合には、建築所有者やまた占有者、これに期限を付してその使用を禁止することができ、そしてまた、その命令は、建築所有者、占有者、これが確定できない場合あるいは伝達できない場合には、この公告をする、こういうことになっておりまして、禁止命令に違反した場合ということとでいろいろとこの法律の上で書かれているわけでございますけれども、特別の手續を経ないで一方的に建物の除去を行うというところは、やはり憲法二十九条にも抵触する問題でもありまして、また三十一條にも具体的には抵触をしてくるのではないかと、このように思います。

この特別立法は、地域を一定に限定したというものでありまして、やはり非常立法としての性格を今後拡大していく、こういうおそれもございますし、国民の権利を制限したり奪ったりというような、こういうものにつながらないか、こういうことが起これば大変な問題ではないか、私はこのように考えております。

結局、いろいろと土地収用法などの場合でもちゃんと手續が決まっておりますけれども、運輸大臣の権限だけでこれらの手續を抜かしてできるといふような法律の内容、これは立法として非常に危険なおそれがあるのではないかと、私は、このように考えますので、これについて法律を提案されております立場の足立さんと運輸大臣からお伺いをいたしたいと思っております。

○足立議員 私どもは、いままも治安立法とかあるいはいままおっしゃった非常立法とかいふようなそしりを受けたいようにと思ひまして、十分慎重に検討いたしました。法文の方は衆議院の法制局の方に、これは専門家でございましてから依頼をいたしまして、そうしたそしりを受けないようにということと提案をしておりますから、法制局の方から説明してもらいたいと思ひます。

〔佐藤（守）委員長代理退席、委員長着席〕

○水戸國務大臣 同じようなことを何度も申し上げますように、いま提案者たる足立さんがああいふようなお話でございましたが、私の立場はまたさらに違うわけでございまして、ぜひ法制局から御回答をお聞きいただきたいと思ひます。

○大井法務局長 この法案の憲法上の問題につきまして、衆議院法制局としての見解を申し上げます。

結論的に申し上げますと、緊急やむを得ない点におきまして憲法上違反の疑いはないというのが私の見解でございます。簡単に理由を申し上げますと、その前提に二つのことを認識しておる次第でございます。一つは、新東京国際空港関連施設、航空機の航行という安全確保のためには、暴力主義的破壊活動からこれを

を守るものが絶対の要請であるという認識が一つ、いま一つは、御指摘がございましたが、この法案は、あくまで成田空港周辺三キロ地帯、しかも異常な事態に対処するためのみの文字どおり特別立法だという点でございます。したがって、財産権の侵害といふことに關しては、守るべき法益と規制を加える財産権との比較考量から見まして、また与えられた強制措置が、三月二十六日のような事件が二度と起こっては困るという、緊急異常な事態に対処するためには、一定の法手續を踏む真にいとまがないということとを前提にいたしまして考えるならば、例外中の例外として憲法上許されるものと考えております。

○小林（政）委員 緊急やむを得ない、そして法の手續をするいとまがない場合、そういう場合に対処する立法措置である、こういうことでございまして、けれども、私は、きょうの質疑の中でも、この暴力主義的な破壊活動に対して本当に具体的に法的に警察がこれを押さえる措置をいまままでどれだけとってきたか、私自身、野戦病院の問題一つをとっても、あるいは公園が告訴をされているあの団結小屋の五年間も放置されている実態を見ても、緊急やむを得ない、こういうことに果たして受けとれるのだからどうか。この問題については、いまままでこういった問題を放置してまいりました政府や警察の態度に問題があつて、今回の立法は、むしろそれを覆い隠すような結果にしかならぬのではないかと、私はこのように思ふわけでございまして。

運輸大臣、非常に憲法上の問題を含んでいる、しかも非常に重大な権限を運輸大臣は今後持つわけでございますけれども、果たしてこの司法問題といふことも、午前中も問題になっておりましたけれども、暴力的破壊集団の動向とか、あるいはそれに基づく判断とか、こういうものを運輸大臣は本当に責任を持っておやりになる自信をお持ちなんですか。

○水戸國務大臣 議員提案としていま御審議をいただいております、現在ではまだ成立してないわけ

でございますが、いままのお尋ねは、そういうものが完全に立法化された後に運輸大臣はどうだという意味だと思ひます。法律が決定されました時には、その法の精神に従つて万全を期したいと存じます。

○小林（政）委員 私は、大臣もこれは筋違いの問題を引き受けさせられたと思つておられるのではないかと、いふふうに思つておりますけれども、時間の關係で次へ進みます。

法律の第四条の損失補償の問題でございますけれども、この四条は、提案理由で見てみますと「国は、封鎖、除去、土地の使用等の措置を講じたことにより、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること」といたしております。このように書かれております。これは暴力集団、破壊活動を行った者に損失補償をするというところはちよつと筋違いではないだろうか。暴力主義的破壊活動者の拠点をつぶすというためにつくられている法律でございまして、そのつぶすというためにつくられている法律の中で、暴力集団に対しては補償を行うというところは、国民感情から考えましても、ちよつと問題ではないか、このように思ひますけれども、提案者の足立さんにお伺いをいたします。

○足立議員 心情としては私も全く同感でございます。ただ、憲法違反のそしりを受けないようにという万全の配慮をいたしまして、こういうたてまえにいたしました。ただし、暴力集団というのは、いわゆる人格なき集団といふことが、団体ではあります。果たして、この人格なき集団に国庫から補償をするということが適当かどうか、私も法律専門家ではありませんが、私有物につきまして、特に第三者に対しては補償の責任を負わなければならないと思つておるわけであります。一言で申し上げますと、憲法違反のそしりは受けたくない、何か何でもやるのだという非常立法、治安立法的な色彩は帯びたくない、こういう気持ちから、いま御指摘いただいたような点、心情は同感でございますが、そういう法律案にいたしましたので、

御了承いただきたいと思ひます。

○小林(政)委員 最後に、罰則の問題について、この工物物の使用禁止命令が出された場合には、建物の所有者、管理者、占有者、この人がその違反をした場合には処罰の対象になるわけでございませうけれども、結局その建物を利用したしましたとか、あるいは火災びんの製造責任者だとか、あるいはそこを拠点として寝泊まりをしたとか、こういった人たちに對しては、これは取り締まりの対象ということにはなつておらないわけでございます。あくまでも、その工物物の占有者あるいは管理者、所有者、これが対象になつておりますけれども、こういうことでは、結局、一番規制をしなければならぬ過激派暴力集団の人たちの動きというものを規制することは実際にはできないのではないかと、このように思ひますけれども、いかがでしょうか。

○足立議員 この法案の第二条に幾つありますが、二十九九くらいあるのじゃないかと思ひますが、「暴力主義的破壊活動等」とはという定義がずつと出ておりますが、これらはいずれも現行の法律に基づいて罪となるものばかりでございまして、こういう行動を行つた者が、結局いまいちやうな団結小屋等に住んでおたり、そこで火災びんを製造したりいろいろしているわけでありまして、これはこれとして私は現行法の発動によつて、それぞれの犯罪人として処罰ができると思つております。

ただ、さつきもちょっと申し上げたように、団結小屋というものはだれが所有者か、だれが管理者であるのか、一体所屬する団体はどこのか明確でない場合が、実はこれは私の想像ですが、大部分ではなからうかというふうに思つております。したがつて、いまおっしゃる罰則の問題でございしますが、これは明らかになつてゐる場合にはもちろんこの罰則が適用されるわけでありまして、明らかになつてゐない場合には次の段階、封鎖とか除去とかいう方向へ進むのではなからうかというふうに考へております。

○小林(政)委員 私は、このような新立法を結局つくつて、そして団結小屋全部を撤去したとしても、空港の安全確保の保障にはならない、むしろ現行法を適用して、これらの建物を暴力集団に使わせない、こういう措置を強化していくことの方がむしろ可能なのではないだろうか、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○増岡委員長 ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○増岡委員長 速記を始めてください。
ただいま、日本社会党及び日本共産党・革新共同の出席がありませんので、事務局をして連絡をいたさせております。しばらくお待ちください。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○増岡委員長 速記を始めてください。
日本社会党に御出席をお願いいたしましたが出席がありません。やむを得ずこのまま議事を進めます。(発言する者あり)
この際、堀内光雄君より発言を求められておりますので、これを許します。堀内光雄君。

○堀内委員 この際、動議を提出いたします。御承知のとおり、本案の立案に当たりましては、先日来の国対副委員長レベルの會議におきまして、日本社会党及び日本共産党・革新共同も含め六党において十分協議をいたしてまいつたものでありまして、緊急に成立をさせる必要がありまして、したがつて、本案に対する質疑はこれにて終了されんことを望みます。(発言する者あり)

○増岡委員長 ただいまの堀内光雄君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立多数。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○増岡委員長 この際、本案について、国会法第五十七條の三により、内閣の意見があればお述べ願ひたいと思ひます。福永運輸大臣。

○福永國務大臣 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案につきましては、政府といたしましては、これに応ずることといたしたいとの意見であります。

○増岡委員長 討論の申し出はありませんか。(発言する者あり)
申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。(委員長、委員長と呼ぶ者あり)
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○増岡委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散會いたします。
午後六時一分散會

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案
新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法

(目的)
第一条 この法律は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われてゐる最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、新東京国際空港若しくはその機能に關連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工物物の使用の禁止等の措置を定め、もつて新東京国際空港及びその機能に關連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする。

(定義等)
第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、新東京国際空港若しくは新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為の一をすることをいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五條(公務執行妨害、職務強要)、第六六條(騒擾)、第六八條(現住建造物放火)、第六九條(第一項(非現住建造物放火)、第七十條(第一項(建造物以外放火)、第七十七條(第一項(激発物破裂)、第七十五條(第一項(汽車、電車往來危険)、第七十六條(第一項(汽車、電車運轉等)、第七十三條(住居侵入)、第七十四條(二條から第七十四條まで(浄水汚穢、水道汚穢、浄水毒物混入)、第七四六條(水道毒物混入)、第七四七條(水道損壊)、第七九九條(殺人)、第七八八條(二(兇器準備集合)、第二百二十條(逮捕監禁)、第二百三十四條(威力業務妨害)、第二百六十條(建造物損壊)又は第二百六十一條(器物損壊)に規定する行為
- 二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第

三十二号) 第一条(爆発物使用) に規定する行為

三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号) 第一条(集団的暴行等) に規定する行為

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 第三十九條の二第二項(危険物の漏出等) に規定する行為

五 電波法(昭和二十五年法律第三十一号) 第六條第一項(虚偽の通信) 又は第八條の二第二項(無線通信の妨害) に規定する行為

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第五十三條(禁止行為)、第五十六條において準用する同法第四十九條第一項(物件の制限等) 又は第九十九條の二第二項(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為) の規定に違反してする行為

七 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号) 第二十一條(有線電気通信の妨害) に規定する行為

八 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号) 第一条第一項(航空機の強取等) に規定する行為

九 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号) 第二条第一項(火災びんの使用) に規定する行為

十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号) 第一条(航空の危険を生じさせる行為)、第二条第一項(航行中の航空機の墜落させる等の行為) 又は第三条第一項(業務中の航空機の破壊等) に規定する行為

十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第 号) 第一条又は第二条(人質による強要) に規定する行為

2 この法律において「暴力主義的破壊活動者」とは、暴力主義的破壊活動等を行い、又は行うおそれがあると認められる者をいう。

3 この法律において「規制区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 新東京国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4 運輸大臣は、規制区域を告示しなければならない。

第三條 運輸大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用に供され、又は暴力主義的破壊活動等に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火災びん等の物の製造又は保管の場所の用に供され、又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用に供される

2 運輸大臣は、前項の禁止命令をしようとする場合において、当該禁止を命ぜられるべき者を確定することができないとき、又は当該命令を伝達することができないときは、公告によりこれをを行うことができる。

3 運輸大臣は、第一項の禁止命令をした場合において必要であると認めるときは、当該命令の履行を確保するため必要な限度において、その職員をして、当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立ち入り又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物について封鎖その他その用に供させないために必要な措置を講ずることができる。

7 運輸大臣は、前項の規定により封鎖その他の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたときは、速やかに、当該措置を解除しなければならない。

8 運輸大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている場合においては、当該工作物の現在又は既往の使用状況、周辺の状況その他諸般の状況から判断して、暴力主義的破壊活動等にかかわるおそれが著しいと認められ、かつ、他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一條の目的を達成するため特に必要があると認められるときに限り、当該工作物を除去することができるとする。

9 運輸大臣は、第六項又は前項の措置を講じようとするときは、必要な限度において、これらの項の工作物の所在する土地並びに当該工作物及び土地以外の物件及び土地を使用し、除去その他の処分をし、又はその使用を制限することができる。

10 運輸大臣は、第六項又は第八項の措置を講じようとする場合において必要であると認めるときは、その現場にある者を退去させることができる。

11 運輸大臣は、第八項又は第九項の規定により工作物その他の物件を除去した場合において、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)を確定することができないため所有者等に対し

当該物件を返還することができないときは、当該物件を保管しなければならない。

12 運輸大臣は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者等に対し当該物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

13 運輸大臣は、第十一項の規定により保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に過大な費用若しくは手数料を要するときは、当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

14 第三項に規定する保管、公示、売却等に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき所有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号) 第五条及び第六條の規定を準用する。

15 第十二項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第十一項の規定により保管した物件(第十三項の規定により売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該物件の所有者は、国に帰属する。

16 運輸大臣は、第一項又は第六項から第八項までの規定による権限を行使する場合においては、その要件の事実につき、関係行政機関に対し、必要な資料の提供及び意見の提出を求めるものとす。

(損失の補償)
第四條 国は、前条第六項又は第八項から第十項までの規定による措置が講じられたことにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 前項の補償については、運輸大臣は、自己の見積った金額を、同項の規定による補償を受けようとする者の請求により、その者に支払ふものとする。この場合において、当該金額について不服がある者は、その交付の決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(物件の一時保管等)

第五條 第三條第八項の規定は、暴力主義的破壊活動者が規制区域内において所持し、又は使用する物件について準用する。この場合において、同項中「第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されている」とあるのは「物件が第一項各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがある」と、「他の手段によつては同項の禁止命令の履行を確保することができないと認められるときであつて、第一條の目的」とあるのは「第一條の目的」と、「除去する」とあるのは「一時保管する」と読み替へるものとする。

2 運輸大臣は、前項において準用する第三條第八項の規定により一時保管した場合において、その必要がなくなつたときは、速やかに、当該物件を本人(当該物件について本人に対し返還請求権を有することが明らかなる場合においてはその者)に返還しなければならない。

3 第三條第十六項の規定は第一項において準用する同條第八項の規定による権限の行使について、同條第十一項から第十五項までの規定は前項の規定による当該物件の返還について準用する。

(新東京国際空港公団による事務の実施)

第六條 運輸大臣は、第三條第六項、第七項、第八項(前條第一項において準用する場合を含む。)、第九項若しくは第十項の規定による措置を講じるとき、又は第三條第十一項から第十四項まで(前條第三項において準用する場合を含む。))の規定による保管、売却若しくは費用の徴収を行うときは、新東京国際空港公団に、当該措置を実施させ、又は当該保管、売却若しくは費用の徴収を行わせることができる。

2 前項の事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に指示しなければならない。

3 第一項の規定により新東京国際空港公団が同項の事務を行うときは、当該事務に従事する新

東京国際空港公団の職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(運輸大臣の権限の行使)

第七條 運輸大臣は、その指定する職員に、第三條第六項、第七項、第八項(第五條第一項において準用する場合を含む。)、第九項及び第十項並びに前條第一項の規定による権限を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に指示しなければならない。

(関係行政機関の協力)

第八條 関係行政機関は、この法律の実施について、運輸大臣に協力しなければならない。

(罰則)

第九條 第三條第一項の規定による運輸大臣の禁止命令に違反して建築物その他の工作物を同項各号に掲げる用に供した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 第三條第三項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(運輸省設置法の一部改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項第十号の四の次に次の一号を加える。

十の四の二 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第号)の施行に関すること。

理 由

新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常な事態にか

んがみ、当分の間の緊急措置として、新東京国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五千万円の見込みである。